

# 令和5年第3回定例会会議録（第6号）

令和5年9月22日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
上下水道局長	松屋益治郎君	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君
政策企画課長	清末妙君	政策企画課参事	佐藤浩司君

産業政策課長	大町 史 君	高齢者福祉課長	入田 純子 君
ひと・くらし支援課長	甲斐 博幸 君	障害福祉課長	大久保 智 君
こども部次長 兼子育て支援課長	中西 郁夫 君	介護保険課長	阿南 剛 君
施設整備課長	登根 澄 君	防災危機管理課長	中村 幸次 君
消防本部警防課長	後藤 英明 君	教育政策課長	森本 悦子 君
学校教育課長	松丸 真治 君	学校教育課参事	時松 哲也 君

○議会事務局出席者

局 長	河野 伸久	議事総務課長	中村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩男 涼子	係 長	甲斐 俊平
主 査	松尾 麻里	主 査	佐藤 雅俊
主 事	定宗 隆一郎	事 務 員	尾割 春晃

○議事日程表（第6号）

令和4年9月22日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○ 20 番（市原隆生君） 順番のとおりに進めていきますので、お願いします。

最初に、介護についてということで上げさせていただきました。介護の問題は、もうこの議会でもいろんな方が様々な質問をされております。本当に大変な現場の状況だというふうに思っておりますし、介護人材の不足というのはこの別府市だけではなくて、全国的なことであります。2025 年には団塊の世代の方が 75 歳を超えてくるという心配もされておりますけども、ますます介護人材の不足の幅が広がってくるというふうにも思っておりますし、ここを埋めていくには、やはり地方で手当をしていくということにももう限界があるのではないかと。やはり、国が大幅な処遇改善を行っていかない限りは、なかなか介護人材の増加というのは見込めないというふうに思っております。

過日、森大輔議員の質疑の中で、市長がサービス合戦はよくないというふうに言われておりましたけども、私もそのとおりでと思います。介護人材、また保育士の問題、こういった子育てに関わる場所におきましても、やっぱりサービス合戦をやっていくというのは、やはりお金のあるところが勝っていく、ないところは負けて、それでそこから人がいなくなってしまうというようなことがありますから、やはり国がやっぱりそういったところを許してはいけないなというふうに思っております。やはり国が責任を持って、その辺に手を打ってくれるというようなことでないと、この辺の問題というのは解決しないと思っております。

ただ、介護、また様々な問題について、地方でやっぱりできることがあるのではないかとというふうに、私はそうも思っているわけでありまして。そういったことを考えて、何件か、先進地の勉強をさせていただきに行った経緯があります。最初に介護を支える「人」についてという項目を挙げさせていただきましたけれども、介護を支える人というのは、介護職員だけではないのではないかとというふうに思っておりますし、ある市に行ってお話を聞きましたところ、やっぱり広く市民に呼びかけて、介護というのはこれから大変になってくるから、市民の皆さんどうか手を貸してくださいということを広く市民に呼びかけて、そういった協力を求めているというところもありました。

別府市で介護に関わるボランティアについて、活発な動きというのが行われてということはお聞きをしましたがけれども、活発に行われているという、また的確な手を打たれてるなということと、ちょっとどうなのかなと思うところとがありました。

そこで、介護を支えるということになりますと、やはりサービスを利用する人を増やさないということと、それから介護職員の負担を減らすという 2 つの方法があるのではないかとというふうに思っております。例えば、介護予防ということもありますけれども、介護職の負担を減らすということは、例えば、施設のベッドメイク、これはそういった資格がなくてもできるわけです。部屋の掃除等も誰でもできます。手伝うって言うってくれる人がいれば誰でもできるわけです。こういった介護に関わるボランティアについて、そういった整備をすることができないか、その点についていかがでしょう。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

議員御紹介の、先ほどおっしゃった他県での取組のことだと思っておりますけども、介護予防によって将来の利用者を減らす取組にとどまらず、ボランティアの方の参画により、介護専門職の方々の時間を多様なサービスへ振り分けられるようになるなど、将来の高齢者だけでなく、現在の高齢者にとっても有益と思われるので、介護人材不足対応の施策と

して有効性を感じております。

また、他課の事業でありますけれども、ボランティア活動によるポイント制度などは、本市にも類似の制度がございまして、これらを整理して関係各課、社会福祉協議会等の関係機関とも連携して研究してまいりたいと考えております。

- 20 番（市原隆生君） よろしくお願ひします。介護のボランティアをさせてもらいたいという、介護に限らずなんですけれども、高齢といひますか、今 70 歳を超える人が高齢というふうに言っただけいのかどうか分かりませぬけれども、仕事、現職を離れて、特に定職を持たないという方でも何かの役に立ちたいということで、何かお手伝いできることはありませぬかと聞いてくれる方もたくさんおられるんです。そういった方をきちっと有効に、お手伝いしてもらつ作業といひますか、そういったことを準備することで、介護に関わる、介護を支える人になっていただける可能性といひのはたくさんあるというふうに思つております。この辺もしつかり内容を作り上げて、やっただけきたいなというふうに思つております。

もう一つ、高齢者の独り歩きの対策、それから認知症予防、これも当然介護の中の、非常に困つたといひますか、結構心配になる部分だといひうに思つたんですけれども、この点についての取組を教つてください。

- 介護保険課長（阿南 剛君） お答へいたします。

認知症予防といひまして、本課では、介護度が低い方にデイサービス等を利用して、体を動かしたり会話する機会を増やしていただいたり、短期集中予防サービスとして通所と訪問を組み合わせて実施する運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、生活動作訓練などを行つており、そういった外出の機会を増やすことで、フレイル予防、また認知症予防につなげております。

また、健康推進の所管課においても、物忘れの心配がある方などを対象とした認知症予防教室や、地域の身近な自治会、公民館などで、認知症予防に関する啓発と地域の交流の場とするいきいき教室を行つております。なお、本年度は認知症に関わる医療分析を行うようにもしておりますので、その分析結果を基に今後の認知症予防の施策も含め研究したいと考えております。

- 20 番（市原隆生君） 別府市では、独り歩きの方がいて、いろいろな事件になりかけているというふうな話はあまり聞かないんですけれども、やはり独り歩きをされる認知症の方といひのは少なからずいるのではないかといひうに思つております。

去年、岡山の浅口市といひところにお伺ひしていろいろ話を聞いたんですけれども、そこはこついった、オレンジステッカーですかね、やつてるといひことでもありました。浅口市は服にバーコード、大体こついった対象の方の上着といひか、外に出る時の服にバーコードを縫いつけてもらつて、市民の皆さんにこついったことをよく周知させてつと。こついったバーコードを見たらスマホをかざつと、その方の連絡先が分かるようにしてつといひことなんですかね。すぐに通報いただけるような、それはそのバーコードがついてつと自体がどんな意味があるのかといひことを、市民の皆さんが知つてないと対応はできないわけですけれども、こついったことでも対応してつとところもあるといひことでもありました。その辺、先ほど申し上げましたけれども、特に独り歩きの方がいろいろ事件になりかけてつといひ話は特に別府市では聞いてはつないんですけれども、こついったところも参考にしていただければといひうに思つております。

高齢者の方で、あるお宅を訪問したときに、「もうあんたデイサービスから帰つて 2 日間ぐらい、もう一言もしゃべつてないよ」と言われる方がいるんですよ。その方は特に足が弱つてつとかいひことではなくて、手押し車でよく町なかを歩いている姿も見かける方なんすけれども、ただ歩いてつてもやはり立ち止まつて人とおしゃべりをしたりといひこ

ともないようでありまして、家にいて、デイサービス週に2日行くけども、そこから帰ってきて次に行く間、誰ともしゃべらないというような状況があるというふうに言っていました。結構高齢者の方、独り暮らしの方は特にそういった方が多いのかなというふうに思っておりますし、以前高齢者の、御夫婦で暮らしておられた方、結構広いおうちだったんですけども、子どもさんももう外に出ておられるし、高齢者のお二人の家庭で、「私もうちょっとね、若かったらうちを開放してから、お年寄り集めてから、サロンというか、お茶会みたいな開いてもいいんやけど、そういったことができたらいいな」というお話を聞いたことがあります。そういうのもあって、今年滋賀県の米原市ですか、そこに行っちょっとお話を聞く機会がありました。そこは、市のほうからお願いをして、各自治会の公民館等で、公民館でなくてもいいんですけども、公民館等でサロンを週何回か開いてもらえませんか。それに対して費用を幾らか払いますということでありました。そこに町の方が何人かおられて、お茶をお出ししたりということで、高齢者の方が集まってお話をするだけなんですけど、ほかに何をすることでもなくて、来てから交わした人がお話をすることやっているとということでありました。米原市内の3分の1ぐらいまでいったかと思うんですけども、そのぐらいの自治会が今受けてくれてやっていますということでありました。

やはりそんな、町内の公民館等ですから歩いて行ける範囲であるし、行ってやはりお話をすることだけで、やっぱり足腰の運動にもなりますし、また行って、人と話すということだけで認知症の予防にもなっているということ、それなりの成果を上げているということでありました。

そこでお話を聞く中で、別府市の場合は1階が温泉になってまして、公民館というかホールが2階にあるというところがほとんどでありまして、その話をしましたら、米原の職員の方がなんかうらやましがってましたけども、そんなに温泉があるんですかみたいな感じで言っておりました。だけど、なかなか公民館でというところとそういった作りの上で、ちょっと難しいなという面もあるんですけども、そういったことで、それぞれの地域で、小さい範囲で、そういったお願いができないか、それは例えば空き家を活用するとか、広いお宅でそういった部屋を使ってもいいよって言うところがあれば、そこをお借りをして地域の方が詰めて、そういったお年寄りのサロンの場にしようというようにもできるのかなという気がするんですけども、その点の取組というのはどうお考えでしょうか。

○いきいき健幸部長（大野高之君） お答えいたします。

介護人材の確保につきましては、過去答弁しておりますとおり、市の取組だけで解決できる問題ではなく、国全体で取り組まなければ解決は困難な状況と認識しております。

そのような中、議員の御提案の集いの場を地域が提供する取組によって、認知症予防に効果があるということであれば、市全体の福祉増進に寄与するものであり、既に市内において同様な取組を行っている団体がございますので、その効果について研究してまいりたいと考えております。

○20番（市原隆生君） よろしく申し上げます。これ、そういった自治会とかそういった地域の団体だけではなくて、例えばカラオケ喫茶をされてる方からもちょっと相談をいただいたことがあります。ウクライナのロシアの侵攻によって、いろんなもの、物価が高くなっておりまして、なかなか安価で経営している、そういった細々やってる店にとっても、同じ値段で続けていくのがなかなか厳しい状況になっているということでありました。そこをそういったカラオケ喫茶、スナックとかだったら夜若い人も結構行かれるということがあろうでしょうけれども、日中からやってるカラオケ喫茶っていうのは、ほとんど高齢者の方の集まりの場になっておりますし、そこがやはり今までどおりの金額で続けていくのが

難しいというようなときに、できたらそういったことにも相談に乗っていただいて、高齢者の方の一つの集う場になっているという気もしますし、そういったことにも助成をしてもらえたらありがたいなというふうに思っているところであります。その辺、介護を支えるということで、いろんなことが市でも行えるというふうに思っております。介護人材の穴を埋めるということで、いろんなことを考えて取り組んでいただきたい、このことをお願いをして、次の質問に移らせていただきます。よろしく申し上げます。

次に、被災者支援の在り方ということでお尋ねをします。

まず、数年前に別府市も熊本地震で大きな被害を受けました。そのときに私の家も瓦がやられまして、大きな補修をしないといけない状況になったわけですがけれども、まず災害があったときの罹災証明なんですけれども、これの発行の条件といたしますか、どういった形で発行されるのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

まず、申請に必要なものとしたしましては、罹災証明の申請書、あと被害状況の分かる写真、本人が確認できる証明書と。それと申請期間においては、被災してから3か月以内というふうになっております。

○20番（市原隆生君） ここで、最近よくもうテレビをつけますと、各地で線状降水帯がというようなことがニュースで言われております。その中で雷も多く発生しているわけですがけれども、別府市内においても非常に雷が最近多いなと。夕方になってきますと、外が急に暗くなってきて雲が出てきて、激しい雨が降り出す。同時に、雷がもうガンガン鳴ってくるということでありました。昔、雷がこういうふうにできるんだということで教えていただいたことがあります。上空のはるか高いところ、氷の小さい粒がそれぞれぶつかり合って、その静電気がたまりかねて落ちてくるというようなことでありました。ただ、最近の雷というのは、頻繁に何かドーンという地響きとともに鳴っている、よくあそこまで早い時間で、上空の雷、電気エネルギーがたまって下に落ちてくるもんだなというふうに思うんですけども、かなり地響きとともに雷の音がするということは、どっかに落ちてるんだなというふうに思っております。

当然、何もないとところにばかり落ちるわけではなくて、家にも落ちたりしているんです。雷等で被害を受けたときに、罹災証明というのは発行されるのか、その点はいかがでしょう。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

罹災証明は、地方自治法第2条に定める自治事務といたしまして、市町村が被災状況等の現地調査を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるのに当たって必要とされる家屋の被害程度について証明するものであります。

落雷は、災害対策基本法の災害の定義には含まれておりません。他の自然災害と異なり、損傷の状況が外観からは判断できにくいことや、家電製品の故障の原因が落雷によるものかどうかについての判断ができない状況であり、さらには落雷の発生場所を特定し、その事実を把握することが困難であることから、証明書を発行するための基本的な確認調査ができないため、市は落雷による罹災証明の発行業務は行っておりません。落雷による被害に対する保険請求等に使用するものとしたしましては、大分地方気象台から、気象官署等の観測記録、注意報・警報の発表状況等を証明するものとしたしまして、気象証明を発行できることを確認しております。

一方、落雷により家屋が火災になった場合などは、消防本部で通常の火災と同様、火災による罹災証明を発行いたしております。

○20番（市原隆生君） 分かりました。特定できないから、罹災証明としては出ないという

ことでありましたけども、気象庁が発行する証明、この辺りに落ちたであろうという証明があれば、保険の請求の資料となるということでありました。

ただ、最近本当に雷が家に落ちたという、私が知っているだけでも2件ほどありまして、もう家電品がやっぱり全部やられたというふうに言われています。まず、家の屋根に落ちたということで、瓦が飛ばされて、近所の方が「これあんたんとこやろ」と瓦を持ってきてくれたというんですね。屋根に穴が開いたということと、やはり家を直撃されましたので、中にあるテレビ、冷蔵庫、洗濯機からパソコンから何からかから、もう全部駄目になったということでありました。

今、課長の答弁のとおり、なかなか外から見ると分からない、火災にもなっていないし、穴が開いたぐらいはわかりますけども、それが本当に雷でなったのかという、一瞬の出来事なので本当に判断できないのではないかと、その辺はよく理解はできます。ただ、こういった雷による被害というのは非常に多いのかなという気もしておりますし、やっぱり直撃を受けると、やっぱり被害というものが相当なものになってくるというふうに思います。家にある家電品が全部、コンセントにつないでるものが全部やられるわけですから、その辺を買い替えないと、もう電気一つつかないというような状況になるかというふうに思います。

その中で、罹災証明が出ないということでもありますからそこは気象庁の証明があって、そういった家電品の買い替えについて、こういった被害に遭ったのであれば、買い替えについて幾らか支援といいますか、割引してあげるよというような企業があれば、それはそれなりに雷が災害というふうに言ったときに、その対応にはなるのではないかとというふうに思っております。

そういった家電品を扱う会社について市からお願いができないか、また、そういったことをやりますよと言ってくれる会社があれば、そういった会社を何らかの形で行政として検証できないか、その点いかがでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

落雷の対応といたしましては、雷サージの吸収素子を内蔵した電源タップを使用することや、古典的でありますけども、雷が鳴ったらコンセントを外す、またブレーカーを落とすという行為が効果的であり、またさらに民間の火災保険は、加入する保険内容にもよりますが、火事に限らず台風や雷など、自然災害に対して補償される制度となっております。御自身での対策や火災保険の加入などは、災害への備えに対する有効な方法となり得ると当課では考えております。

参考でありますけれども、損害保険料率の算出機構の火災保険、地震保険の概況によりますと、保険金の申請件数では、火災や爆発の件数が7,154件と、落雷につきましては2万8,478件であり、落雷によるものが多く、火災による申請件数と比べましても約4倍となっておりますので、落雷等には御自身で備えていただきたいというふうに考えております。

○20番（市原隆生君） その辺のこともよくわかります。鳴って近づくようであれば、対策をやっぱり自分でしないといけない、それはそうだというふうに思います。ただやはり、そうはいてもいろんな状況があって、そういったことに対応できないということも多々あるかというふうに思います。そういったときに、市が何らかの形で補助をするというようなことではなくて、そういった困ってる家庭に対して、何らかの支援をやりますと言ってくれる企業があるとすれば、その辺は私は検証してあげるといことはありではないかなというふうに思っております。その辺は答弁求めませんが、今後検討していただきたいというふうに思っておりますし、この今日のやり取りを聞いて、うちがやりましようと言ってくれるところがあれば、それは非常にありがたいなというふうに思っております。

すので、ぜひ防災のほうに御一報いただいて、部長からいい御報告をいただけたらというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。これは答弁求めませんので、いいですよ。

では、次に障がい児を持つ保護者の支援ということでお尋ねします。

これは放課後デイサービスに行かれてる方から、特に夏休みの間というのが、児童クラブであると朝、学校が始まるぐらいの時間から夕方まで、そして必要に応じて延長もやってくれるというようなことを聞きましたけれども、放課後デイサービスについては、夏休みの間でも、預かりの始まる時間が9時というふうにお聞きしましたし、また終了に関しても、延長がないということでもあります。

その中で一番困ってるのが、やはり就業するに際して、正社員になり得ないということなんですね。時間的な制約をそこでされるもんですから、定時から入ってそれから定時で終わるような会社になかなか就職できない、どうしてもパート等の勤務になってしまうということで、やっぱり将来的な収入に関して非常に影響があるし、その辺、時間延長ができないかという問合せがあるんですけども、その点はいかがでしょう。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

放課後等デイサービス事業につきましては、児童福祉法に基づきます指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を基に運営規程を定め、許認可を行います県が事業指定を行っております。

時間延長に関しましても、運営規程における当該サービスを提供する事業所の運営方針によりまして、延長支援加算の届けを県に行う必要がございます。その指定を得た事業所とサービスを利用する御家族が、延長利用に関する協議を行い、事業所と個別支援計画を作成し、また、相談支援専門員が作成いたしますサービス等利用計画案を提出いただきました後、サービスの延長支援が可能となります。

○20番（市原隆生君） 今、サービス延長支援が可能になるということでありました。前にちょっと課長からお聞きしたときに、県がその延長を認めていればというお話だったんですけども、今延長を認めていて、その申請をすれば認められて、そういったサービスが行えるという判断でいいんでしょうか。その点いかがですか。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○20番（市原隆生君） そうすると、そういったサービスを行っているところも実際に幾つかありますよという判断でいいかというふうに思うんですけども、その点について、こういった放課後デイサービスを利用されてるところで、そういうことを知らない方が多いのではないかというふうに思います。相談を受けたときに、真剣に話されて、もうぜひ、正社員になるとならないとでは今の収入ももちろん違うし、将来的なことにもすごい影響があるので、何とか正社員で働けるような、放課後デイサービスの支援の在り方にしてもらいたいということを強く訴えられておりました。今、課長の答弁をお聞きして、実際やっているとところがあれば、そういったところも利用者に知って利用してもらえるような、そういった手だてというのは必要ではないかと思うんですが、その点いかがでしょう。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

市内の放課後デイサービスを提供いたします事業所数は、現在8月現在で33か所ございます。19か所が延長支援を行える事業所となっております。延長利用のできます事業所に関しましては、相談支援専門員が情報を持っております。また、本市のホームページでも公開しておりますので、そこを検討していただければと思います。

○20番（市原隆生君） 分かりました。そういったことも伝えながら、その要望に応じていけたらというふうに思っております。どうもありがとうございました。

障がい児を持つ親の雇用ということで次挙げましたけれども、やはり、アメリカの前の大統領が、雇用が一番の福祉になるんだということをおっしゃっておいりましたけれども、私もその点は非常に共感しております。やはり障がいがある方も今正規の雇用をされていたりして、それなりに収入を得られて、ボーナスなんかもちろんもらえるというように、そういったことにもなってるかと思うんですけども、やはりちょっと見落とされているところが、やはり障がい児を持つ親というのが、いろんな時間の制約を受ける面があります。今、課長とのやり取りの中で、デイサービスのほうもそういった施設を見つけると、それなりに対応はできるんだということでありましたけれども、まだまだ障がい児を持っている親の方の時間的な制約というのは、そういった障がいを持たない子どもの親の方よりも幾らか制約があるかというふうに思います。

そういった保護者の方を、やはり障がい者を雇用するのと同じぐらいの待遇で認めてもらえたらなということもありました。その辺なかなか、法律ではそういったことにかじが切られてないということでありましたけれども、別府市として、そういった障がい児を持つ親の方で時間的な制約がある方でも雇用していただく事業所に対して、何らかの支援とございますか、そういったことにつながるか、その点はいかがでしょう。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

当事者を支える家族に対しての支援は障がいの有無にかかわらず、社会全体で考える必要がある問題でございます。就業面におきましては、労働基準法による年次有給休暇、育児・介護休業法による看護・介護休暇等の法定休暇、また企業独自の福利厚生として用意しております特別支援休暇等があり、仕事と家庭の両立を支援しております。

障がいサービスにおきましても、多種多様なサービスを用意しておりますので、当事者に必要なサービスがありましたら、まずはサービスの計画立案を担います相談支援専門員に御相談いただきますようお願い申し上げます。

○20番（市原隆生君） ありがとうございます。これは障がい者本人ではなくて、それを支えておられる家族の方に対する支援ですので、その辺も実施できるように手だてをしていただけたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、带状疱疹の予防接種ということでお尋ねします。

昨日も泉議員さんのほうから様々な御質問がありまして、大方今どういう状況であるかということも分かりますし、免疫力が低下して、本当に年を重ねてくると罹患する危険性が高まってくるということが指摘されております。私も経験がありまして、50歳を過ぎた頃にやっと花粉症になりまして、60歳前ぐらいに収まったんです、急に。ずっと薬の処方をしてもらってたんですけども、ある年から急に収まって、春になっても特にそういった症状が出なくなりました。あるとき、健診に行ったときに医者の方が、こういったことで収まりましたと言ったら、それはよくないよと言われてまして、何でか、それは免疫力が弱まっているので、過剰に反応をしなくなったただけなんです、免疫力が弱くなったのであなたは肺炎に気をつけたほうがいいよというふうに言われました。やっぱり年取って、そういったことが出てくると本当によくないんだなと思いました。

带状疱疹というのは、いろいろストレスか何かで免疫力が弱くなってくると、やはり罹患しやすくなってくるということでありまして、私が相談いただいたのは、昨日のお話では、結構高齢の方で年金暮らしの方というようなお話もありましたけれども、50代の現役の方が、やっぱり罹患されて大変な目に遭ったと。私がちょっとお話聞いたときも、まだ後遺症が残っていて、まだ治療中だというんですね。症状が収まったときに、医者の方から、予防接種もあるから受けたらどうって言われて、金額を聞いて、2万2,000円、1本2万2,000円で2回だと言われて、いやもう結構ですって帰ったというような話を聞きました。

なかなか、この带状疱疹の予防接種というのが高額で、年金暮らしの方にももちろん負担が大きいわけですが、現役の方にとってもなかなか、治療も終えて、罹患する前に予防のために打っておこうという、この高額の薬に行き着く人というのはそういないというふうに思うんですけども、やはりこの带状疱疹の予防接種が必要だというふうに感じるときというのは、やはり罹患してひどい目に遭った後だというふうに思っています。やっぱり現役の方も、そこで治療のために大きなお金を使って、さらに予防接種で5万円近いお金が必要だという、そういったことを迫られる中で、やはり何らかの支援が必要ではないかなというふうに思っております。これはやはり高齢者がどんどん増えてくる、今、別府市内は高齢者が多いまちでありますけれども、さらにこれから増えてくるということが予想されているわけですが、その辺にやはり、昨日も市長のほうからいい答弁をいただいたように思いますけれども、私もこういった声を聞いて、今回議会で一回声をぶつけるからということで、ちょっと約束をしてきました。

ぜひ、こういったことに対する支援にかじを切っていただけたら大変、これから高齢者が増えてくる、市内でも一つの安心材料になるのではないかとこのように思っておりますけれども、その点、市長いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

昨日も質問が出たわけですが、非常に带状疱疹に関して苦しんでおられる方々、本当にコロナ以降たくさんいらっしゃるな、特にそれを私も感じております。速やかにというふうに昨日申し上げましたけれども、これは新年度待たずに、早速準備に取りかかりたいというふうに思っているところであります。

○20番（市原隆生君） ありがとうございます。速やかにということでありました。本当に大変力強い言葉でありました。ぜひ、そういったことで苦しんでる方の光になりますので、進めていただきたいなというふうに思っております。大変ありがとうございました。

続きまして、奨学金の返済と婚活ということで進めさせていただきます。

過日の質問でも、別府市でやってる奨学金についての質問がありました。その中で様々な配慮がされてるなということで、お聞きをしておりました。市内に住んでいる方については半額の返済でいいとか、一つの保育士等の職に就いていただいた方については、免除が行われたりということでありました。ただ、市内、別府市でやってる奨学金だけではなくて多くの方が、日本学生支援機構から奨学金を借りてそれぞれの学校に行ってるというふうに思っているわけですが、この日本学生支援機構がやってる奨学金、これはどれぐらい借りて、卒業のときから、月どのぐらい返済を何年しないといけないのか、その辺はいかがでしょうか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えさせていただきます。

手元に、学校教育課のほうでは資料がありませんでしたので、インターネット上で調べさせていただいたもので答えさせていただきます。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金においては、国立大学において、自宅外から通う場合、最高支給月額が5万1,000円。4年間で244万8,000円となります。返還期間は最長15年で、返還月額は1万3,600円となります。

これが私立大学に自宅外から通う場合、最高支給月額は6万4,000円、4年間で307万2,000円となります。返還期間は最長18年で、返還月額は1万7,100円となります。

○20番（市原隆生君） 額はそうでもないかなと私はそういうふうにちょっと受け取ったんですけども、ただ長い年月をずっと返済していかないといけない。大体二十二、三、四歳ぐらいですかね、浪人される方もいるでしょうから、そこで奨学金を借りて就職と同時に返済が始まる、就職と同時といいますか、これ卒業が決まったと同時に、まだ会社勤めが始まる前から返済が始まるというふうに思っています。それが始まって、十何年続く、言っ

たら 40 歳前後まで返済をしていかないといけないということなんです。

今、子育て支援にすごく力が入って、今回も高校生まで児童手当が伸びたというようなこともありました。また別府市においては長野市長の英断で、いろんな学校施設等の整備、エアコンを入れたりとか、体育館にも今度エアコンを全部整備していただきますし、また幼稚園のほうについてもまた整備していただけるということで、子どもに対するその支援というのは本当に手厚くしていただいているというふうに思っております。もう一つ、そうですね、洋式トイレの改修をしていただきました。本当に子どもたちが過ごしやすい教育環境というものが、本当に別府市が進んでるなというふうに思っております。

ただ、奨学金を返しながらか、勤めておられる子どもさんを持つ親の方が、「子育て支援もやっていただくのはいいんですけど、子育て支援というのは子どもがおらんとできんやろ」というわけなんです。子どもがいないという中で、例えば奨学金を返済しながら勤めている若い人たちが、返済が終わるのは 40 歳過ぎるといふときに、その間大体結婚すれば、適齢期というような言葉が適切かどうか分かりませんが、返済をしてる間に結婚しようという気にならないのではないかとということをおっしゃってました。

だから、本当にその数字というのは実際に表れているというふうに思いますし、若い人が 20 代、30 代辺りで結婚する人というのは本当に少なくなってるんだなというふうに思っています。その一つに、この奨学金の足かせがあるのではないかとこのように思います。今、返済不要な奨学金の制度というの、どんどん拡充はしておりますけれども、実際に今 20 代、30 代で返済をしながら頑張ってる元学生の方たちというのは、この返済について、例えば免除されるとかそういったことは全く取り上げられてないわけです。今借りておられる方が、そういった免除の対象になるような奨学金の制度を利用されているということはありますけれども、これは先の話であります。今、少子化ね、去年ですか、77 万人しか生まれなかったというようなこともありますけれども、そうした少子化の中で、これから子ども産んでもらおうというようにときに、まず奨学金というのは足かせになってるのではないかとこのようにあります。

その点で、こういったことをお願いをして答えていただく部署というのではないわけですが、奨学金を借りながら、大学を卒業して、お仕事しながら、そういったことの中で結婚に踏み切った方たちを、戸籍編成が終わったらもう奨学金をチャラにしてあげるといふようなことがあれば、そうしたら結婚に踏み切って、新しい家庭を築き、子どもを育てていきたいというような気持ちになるんでしょうけれども、なかなかそういったことができてない状況ですし、それしませんかと言って答えていただく方が執行部のほうには、そういった権限もないわけですが、そういったことでもない限り、なかなか少子化というのは解消できてこないのかなというように思っております。

そこで、代替の支援ということで、そういった奨学金を抱えながらも結婚に踏み切ってくれた、勇気ある門出を踏み出すような方たちを、何らかの形で支援できないかというようにも思うわけでありです。この点についてもなかなか、ではこういうのを考えましようとかいふことも、執行部のほうで答えていただくことも難しいのではというふうには思っています。この奨学金が一つの足かせになって、なかなか結婚に踏み切れない方がたくさんいるということ、この議場でちょっと発言することで多くの方に知ってもらいたい、今後こういった方たちに支援が何らかの形でできるように、そういった手だても考えていただきたいなというふうに思っているところであります。

これ、担当の方にも答弁を求めませんから、私の言いつ放しで終わらせてくださいというふうには言ってますので、これから先、考えていただけたらというふうに思っておりますので、また次の機会に、またこのテーマを掲げて、何かできませんかということをお尋ねしたいと思いますので、そのときにはいい答弁をしていただけたらというふうに思ってお

りますので、どうぞよろしくお願いいたします。この問題意識を持っていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、学校給食についてお尋ねします。

今日で大方3週間が経過をしたわけですが、まず最初に子どもたちの反応、給食が始まって、新しい共同調理場で作られた給食が子どもたちにどう受け止められたか、その点を最初にお尋ねしたいと思います。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

まず、初日の赤飯ですが、日本では古来からお祝いの席に欠かせない食文化の一つとしてございます。児童の中には食べたことがない、小豆を知らないという子どもがいたそうです。とりわけ外国にルーツを持つ子どもには、とてもおいしいと評判だったらしくて、その場で日本の伝統的なお祝い料理であることを説明したというふうに聞いております。

また、ある小学校では、別府独自のトリニータ丼、こちらがとてもおいしくて、おかわりを求める行列ができたという報告もいただいております。

○20番（市原隆生君） 最初、課長がおっしゃったのは赤飯のことですね。私も今、北部中学校で運営協議会の一員として入らせていただいているんですけども、ちょうど9月の初めに給食が提供されるようになって、2週目から挨拶運動ということで、1週間北部中学校の校門のところに立って子どもたちと挨拶を交わすんですけども、そのときに、北部中学校の校長先生というのは教育委員会で給食に携わってこられた方ということで、非常に詳しい方なんですけども、校長先生が嘆いておられまして、先ほどの赤飯のことでお話がありました。赤飯なんて聞いたら、皆さん小豆がもち米の中に入っているわけなんですけども、やはりグリーンピース、豆御飯ですね、昔、豆御飯が提供されたときも、やはり子どもたちが何かご飯の中に豆が、グリーンピースが入ってるということで何か食べにくいということであったそうなんですけども、この赤飯についても、「赤い色がついて気持ちが悪い」とか、「豆好かんけん」と言って豆をよけて食べる子もたくさんいたっていうんですよ。ずっと給食に携わってこられた校長先生だったので、非常に何かショックを受けましたということで、お話を聞きました。私もその話を聞いて、そういえば、うちでも赤飯を買ってきたことはあるけども、家で炊いたことないなというのを思い至ったんです。

私、この共同調理場を運営していく中で、日本一おいしい給食を提供するということがありました。日本一おいしいということは、日本一残菜の少ない給食にしてもらいたいということもずっと言ってきたわけなんですけども、いやそれだけでは足りないなというふうに思いまして、今、課長の答弁にありましたけれども、日本の食文化というのをきちっと伝えていけるような給食の提供というの、これは必要だなというふうに思いました、この話を聞いて。いろんな味の面ということもあるかもしれませんが、きちっとその辺を、食育といいますか、そういったお話を通して日本の食文化と、もうこういうものがあるんだということも伝えながらね、この給食の事業というのを運営していただきたいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

子どもたちの意見ですとか態度、それから反応を確認しながら、今後給食を通して、食に関する文化や地域性を伝えることも学校給食には求められてくるというふうに考えております。子どもたちの声に耳を傾けるとともに、食文化の体験機会を提供できるように、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○20番（市原隆生君） よろしく申し上げます。共同調理場で作るようになりましてから、幼稚園から中学3年までお世話になってくるかというふうに思いますけども、その中で、やはり日本の食文化に対して理解が広がったというようなことも、もちろん栄養をずっと取っていただくということはもう大前提でありますけれども、その中でやはり日本の食文

化についても理解が広がったというようなことにしていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、最後の項目にありますけども、給食費についてお尋ねします。

これも別府市のほうで、給食費の支援というのを強く進めていただきました。国も、給食費についてはいろんなことで支援をしていくような方向になっておりますし、このままいい方向に進んでいくのかなというふうにも思っているところであります。私、前からこの共同調理場がオープンしたときに、給食の食材の購入とか全部その費用をまとめて、支払い等が一括して行われるということでもありますので、公会計の導入というのをやったらどうかということですと訴えてまいりました。その辺今どうなってるのか教えてください。

○教育政策課長（森本悦子君） 別府市の公会計化がどのように進んでいるかという質問に対して、お答えいたします。

当初、令和5年に公会計化を導入する計画を進めておりました。これは文部科学省通知に基づいて進めておったわけでございますけれども、導入に係る様々な課題があり、併せて令和5年9月に学校給食センターへ一元化することに伴い、各小学校の給食費をセンターに集約させるため、事務の円滑な移行が必要であったことから、それを最優先に考えまして計画を現在変更しております。

○20番（市原隆生君） 結構な数の自治体で、この公会計を進めているということでもありますけども、全国的な取組の状況というのはいかがでしょうか。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

令和4年度学校給食に係る公会計化等の推進状況調査結果というものがございます。この調査結果によりますと、学校給食費の徴収管理を公会計で取り扱っている自治体は714自治体、全国的に見ますと47.8%と、半数近い自治体が既に公会計化を導入しております。

○20番（市原隆生君） 半数近いということでありました。私が質問をしだした頃というのはあんまり取り入れたところはなかったと思うんですけども、一方でこの公会計化というのが、計算とか何ですかね、仕組みを導入するときかなりの費用がかかるということがありました。当時は取り入れてるところが少ないということもあったので、かなりの高額になってたのではないかなというふうに思いますけれども、今そういった今課長の答弁で5割近いところが導入しているということで、そういった導入の費用についても安くなってきたのかなという気はします。

ただ、流れとして、別府市でも大きく費用について、少なくしていくということが取り組まれておりますけども、全国の流れとして今後子育て支援として、給食費というのが国の制度として全部支給しますよというような方向にかじが切られていくような気もしているわけでありまして。そうすると、この公会計というのが本当に必要なのかということが問われるわけですが、大きな費用を入れて、相対的に安くなっているというような気もしますけれども、やはり費用をかけてこういった仕組みを導入して、給食費の徴収自体がなくなってしまうということになったら、支払いは市の費用、国からお金が出るんでしょうけども、支払いについては必要でしょうけども、徴収ということには全く関わってこない、また徴収がないということになると、学校現場の教職員の方に対する不安、負担というものなくなってくるということでもあります。

そういったことで、この公会計の導入というのが意味があるのかなという気もしておりますけれども、その点どのような方向で進めようとしてますか。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

現在、国も給食無償化に向けた動きがいろんなところで叫ばれておるところでございます。一方で、給食を無償化した場合には、徴収という機能は確かに不要にはなるかもしれ

ませんけれども、議員もおっしゃいましたように、業者に対する発注ですとか、支払いですとか、そういったものの業務の効率化、さらには透明性の確保などを考えますと、やはり公会計化は必要であるというふうに考えております。

- 20番（市原隆生君）ありがとうございます。導入のときの費用ということもありますから、その辺をよく検討していただいて、導入するなら導入する形で、いい形で導入していただきたいということをお願いしたいと思います。

一つは現場の負担がないということが一番で、私もこの公会計をずっと導入を言ってきたときに、やはり現場の負担を軽くしてもらいたいという思いでしてきました。あと、支払いのことでの必要な部分もあるんだということでありましたので、費用とも勘案しながら進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

- 1番（塩手悠太君）1番、有志の会の塩手悠太でございます。

まず冒頭かなりタイトな、今議会かなりタイトなスケジュールだったと思いますが、一般質問に当たっていろいろと調整等して下さった担当課の皆さんと執行部の皆さんに対しては、深く感謝を申し上げます。いつもありがとうございます。

また、中継見てくださってる皆さん、今日足元が悪い中、傍聴に足を運んでくださった皆様にも深く御礼を申し上げます。今回の質問でかなり内容を詰め込んでしまいましたので、早速質問のほうに入らせていただきます。

それでは、まず初めに別府市の総合計画、戦略から諸課題に対する見解についてお伺いします。

まず、総合計画、総合戦略というのは、別府市の最上位計画であり、いわば今後の別府市が進むべき方向性を示した指針書であり、また、これは私たち一般市民、別府市民の活動指針を示したものでもあります。そこで今回は計画書の中心、また軸となっているであろう人という観点から、私の問題意識に基づいた質問をさせていただきます。

メインは人口減少についてです。総合計画・総合戦略を読んでいると、ページをめくってから数ページ目に、将来人口推計を示した箇所があります。そこでは、将来目標として2030年に11万人の人口を維持・確保すること、それから2040年には10万人の維持・確保することが示されていて、本文には、計画に基づいた各施策を着実に実行することにより、2030年に11万人の人口を確保することを目標にすると記載されています。この将来人口の目標を示しているグラフでは、2015年を起点に、2060年までの目標数値の推移が示されていますが、目標では、2020年時点で人口11万8,676人となっています。しかし、実際の人口はどうだったのかというと、実際は1年間推計した平均で11万5,241人でした。ということは、差は3,435人であり、人口というところで見ると、この数字はかなりの開きだと思います。さらに、2015年から2022年までの毎年の別府市の人口増減の平均値は約899人で、毎年約900人程度の方が別府市から減少しているという結果になります。この結果から推測すると、別府市の11万2,849人という今の人口では、4年後の2027年には11万人を下回り、2037年には10万人を下回る計算になります。

そこでお伺いいたしますが、この客観的な数字を踏まえて、別府市は人口減少という問題をどのように考えているのでしょうか、お答え願います。

（議長交代、副議長日名子敦子君、議長席に着く）

- 政策企画課長（清末 妙君）お答えします。

厚生労働省が発表した令和4年人口動態調査では、日本の出生数が前年より減少し、年80万人を下回ったという結果が出ました。出生数は減少し、死亡数は増加しており、人口の自然減は別府市に限らず、全国的な減少となっています。

別府市においても人口減少に少しでも歯止めをかけるため、若い世代の転出抑制に資す

る起業・創業を推進する施策や、子育て、教育環境の向上に向けた子ども政策に強化して取り組んでおります。

- 1番（塩手悠太君） 人口減少は別府市に限ったことではなく、国全体としての現象で問題だということは全くそのとおりだと思いますが、国全体の問題であるため、国全体で政策を取り組んでいくべきだが、市町村単位でも総合計画を策定し、できることはやっていくべきだという考えは理解いたします。しかし、既に総合計画書で想定された目標は達成できていないわけです。

そこでもう一つ伺いますが、現段階で、人口が仮に10万人を下回り、9万人前後になったと仮定した場合、現状の行政サービスや市民の満足感というのは維持できると考えていますでしょうか、お答え願います。

- 政策企画課長（清末 妙君） お答えします。

現総合計画、総合戦略におきましても、効率的で持続可能な質の高い行政サービスの提供を行うため、行政運営のデジタルファースト推進や、地域力の維持向上を目指した協働による持続可能な地域づくり等の施策を実施しております。人口が減少した場合でも、行政サービスの質を維持し、市民の皆様が利用しやすい持続可能なサービスが提供されるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

- 1番（塩手悠太君） ありがとうございます。今御答弁していただいたとおり、今の別府市の在り方では、少ない人口での市政運営は厳しいと認識しているということが分かりました。しかし、現状の総合計画には、目標の達成に向けた、また達成した場合の政策や施策、いわば楽観的な計画内容が充実しており、目標を仮に下回った場合のことを想定した政策や施策、いわば悲観的な計画内容というのが、私の読解力不足で探し切れてないだけかもしれませんが、どこにも示されていないというふうに思います。

さらに、この計画書では、2060年には目標達成したとしても、人口は9万2,434人になると示されています。ということは、ほとんどの確率で将来的に人口は減少するという、この揺るぎない事実があるわけです。私はこの人口減少、人口維持を遅らすための政策や、施策に取り組むことは非常に大切だと思いますが、同じくらいの熱量で、少ない人口でも、いかに行政サービスの維持や市民の満足感の維持、また向上ができるための政策を考え、まちづくりをしていくべきだというふうに思っています。

また、そのような議論はもうしていく時期に来ていると思っておりますが、そこでお伺いたします。別府市の最上位計画でもある総合計画に目標を達成できるだろうと想定した楽観的な計画内容だけではなく、最悪下回った場合の悲観的な計画内容を盛り込んでいくべきだと考えますが、御見解をお願いいたします。

- 政策企画課長（清末 妙君） お答えします。

人口減少が進行した場合の行政サービス維持のための計画ですが、現計画における行政サービスの維持や効率化に関連する各施策に継続して取り組むとともに、施策の効果検証を行いながら、新たに計画を盛り込むかどうかについて考えていきたいと考えております。

- 1番（塩手悠太君） ありがとうございます。再考をしていくではなく、人口減少はほとんどの確率で進行し、人口維持というのは現実的に見ると厳しいというふうに思いますので、実施計画の見直しのタイミングにすぐにも盛り込んでいただきたいということをお願いいたします。

それでは次に、永遠のテーマでもある、行政の担うべき役割はというところからお伺いたします。

先ほどの質疑でも申しましたように、私自身の見解では、現実的に人口減少の進行を止めることは難しいというふうに思っています。しかし、現代において人は宝であり、また国力でもありますので、維持・増加に向けた取組を国や地方自治体を挙げて行っているとい

う状況です。ということは、人口の維持や増加という点では、行政が担うべき役割の一つになっているのではないかと私自身思っています。行政の役割は時代の変化に伴い、変化していくものだと思っていますが、普遍的な役割もあると思っています。

そこでお伺いいたしますが、現代において、別府市が考える行政の担うべき役割とは何だと考えていますでしょうか、お答え願います。

○政策企画課長（清末 妙君） お答えします。

行政が担うべき普遍的な役割は、市民生活や福祉の向上といった基礎自治体が本来担う基本的な部分だと思いますが、市民の方々が暮らして幸せを実感できるまちづくりという追求する目的は普遍的であっても、具体的に立案する政策は時代によって変わってくるものもあると思います。現代においては、例えば少子高齢化、人口減少に伴う働き手の不足や、子育て施策の充実などに特に焦点を当てて取り組んでおりますが、時代の変化や市民ニーズの多様化に伴って、取り組む政策や行政が担う役割に変化が生じることもあると思います。その時代において必要なことや、市民の皆様の求めているものを的確に把握し、市民の皆様が誇りを感じ、幸せを実感できる、別府市独自の地方創生の取組を、市政全体のバランスや施策の効果を計りながら立案し、推進していくことが行政の役割であると考えております。

○1番（塩手悠太君） ありがとうございます。御答弁にありましたように、その時代においての行政の担うべき役割を把握して立案し、地方創生を推進していくことが、地方自治体行政の役割であると思えますし、その物差しになるのが時の首長なんだと思えます。さらに、人口減少に伴う働き手不足も今現代における行政の役割だというふうに御答弁いただきました。私も全く同じ考えです。この人口減少に伴う働き手の確保という点については、後ほど質問させていただきますのでお願いいたします。

それでは、この項を最後に、別府市の人への考え方についてお伺いいたします。

ここ最近、世界的に会社経営における経営スタイルの変化が生じてきています。それは、人材を資本として捉え、投資をして、人が持つ能力を最大限引き伸ばし、活躍してもらおうという考え方です。従来の考え方は、人材を資源として捉えている箇所がありました。少し細かくなりますが、資源とは、消費されていくものということが含まれています。一方、資本とは、価値を生み出すものという意味が含まれているそうです。このことを踏まえたときに、人口減少の進む別府市にとって人材は資源ではなく、資本だと思います。この考え方は一般的に人的資本経営とも呼ばれており、人材に投資をしていく、いわば人にお金を使い、人を育て、価値を生み出していくということです。

そこでお伺いいたしますが、成熟し切ったこの日本社会にとって、箱物にお金を使う時代は過ぎ去っていて、これからは人に投資をして、人を育て、人の可能性、価値を引き出すというスタイルに変化していくべきだと思いますが、別府市としての見解をお答え願います。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

成熟社会の定義は様々あると思いますが、現実の行政運営におきましては、市民ニーズに応え、公共施設のサービスを提供する、いわゆる箱物の適性水準を維持する、投資というのは住民福祉向上のため、これからも必要となると考えております。

人に関しましても、本市の総合戦略においても、地方創生の取組を検討するに当たり、人こそが最も重要で貴重なかけがえのない資源であると認識し、人を守り、人を生かすことを第一に考え、産業、歴史、伝統文化を徹底的に磨き、このまちの未来に新しい価値を創造することを基本方針としております。この基本方針の下、産業人材の育成確保や未来を担う国際人材の育成強化、地域力の維持向上させる人材の育成、別府の未来をつくる人材の育成など、これらを総合戦略の施策として、人が最も重要で貴重なかけがえのない財

産であるという認識の下、これも総合計画にお示ししておりますが、将来にわたり市民の幸福が持続可能となるまちの実現に向けて目指し、取り組んでいるところでございます。

- 1番（塩手悠太君）ありがとうございます。まさに御答弁にありますとおり、老朽化に伴う集約、統廃合等に係る投資は必要だと思います。しかし、それ以上にこれからの時代は、人への投資が必要なのではないかと思えます。改めて答弁で、人こそが最も重要で貴重なかけがえのないものと言ってもらえたので、この思いは共通認識であると思っております。ぜひ引き続き、人への投資を進めていただきたいということをお願いして、次に移ります。

それでは、次に、財務指標から見る別府市の財政分析というところから、現役世代と将来世代の負担は公平なのかという観点で、予算書、決算書とは違う視点、財務諸表から財政分析について伺います。

財務諸表とは、分かりやすく言うと、一般企業の会計で採用されている発生主義、複式簿記の考え方に基づいて、別府市のような地方自治体の会計をサポートする財務資料として、平成28年から作成されている資料です。基本的に地方自治体では、1年間の現金の出入りを把握することに重きを置いた現金主義を採用しており、財務諸表では、現金の出入りだけでは計れない財産、資産や負債の状況を把握するものとなっています。それを踏まえた上で、将来世代との負担が公平なのかということ、この財務表から4つの指標で、類似団体と比べて見ていきます。参照資料は総務省が出している最新データから、平成28年から令和2年までの数値で比較していきます。

まず、純資産比率から。これは別府市の総資産、いわば土地とか公共施設、また基金、借金など、全て別府市の資産となりますので、これらをまとめて総資産といいます。この総資産のうち、純粋な資産である純資産の割合がどれくらいなのかというのを表したのが、純資産比率です。この比率を類似団体、別府市と同じような規模の団体、市町村と比べると、類似団体では平成28年から令和2年まで、平均値70.1%から72.2%と増加したのに対して、別府市は、71.1%から68.8%と減少しています。このことから、類似団体では純資産が増加して、逆に負債は減少したと見られます。逆に別府市は、純資産は減少し、負債が増加しているということが分かります。

次に、将来世代負担比率というのを見ていきます。これは言葉のとおり、将来世代の負担比率を表していて、有形無形の固定資産の総額に対して、資産を整備するために使用した財源の割合を示しています。この比率では、類似団体では平均値15.4%から14.2%と減少したのに対して、別府市では11.6%から15.2%と増加しています。ということは、類似団体では将来世代への負担を減らしているのに対して、別府市は負担を大きくしているということが分かります。

それから次に、1人当たりの負債額ですが、これも言葉のとおり、市民1人当たりの借金額を表しています。これは単純に、別府市の借金総額を人口で割った割合です。類似団体では、平均額39.1万円から36.7万円と減額したのに対して、別府市は33.7万円から38.4万円と、増額しているのがわかります。

そして最後に、基礎的財務収支、俗に言うプライマリーバランスです。これは収入などの合計と、必要費用を差し引いた金額です。類似団体が平均約7億8,000万円のプラスだったのに対して、別府市は平均9億1,000万円のマイナスとなっています。さらに、最新の財政収支見通しでは、令和7年度まではマイナスを見込んでいます。ということは、平成28年度から令和8年度までの約12年間の間で、令和3年度、令和8年度を除く10年間は財務収支はマイナスだったという結果になります。

これらの指標から見ると、将来世代への負担は増しているのではないかというふうに思ってしまうのですが、またこの先人口が減少していくというのがもう分かっているのに、

そのことを考慮した世代間負担にはなっているのかと私は疑問に思います。

そこで、これらの結果を踏まえた上で、別府市が考える見解をお答え願います。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

まず初めに、4つの指標の直近の状況について御説明いたします。

まず、純資産比率ですが、平成28年度から減少傾向となっていました。令和3年度では69.1%と、前年度から0.3ポイント増加に転じているところでございます。

将来世代負担比率につきましては増加傾向が続いており、令和3年度では15.6%となっていますが、類団平均値が15.1%ですので、本市の指標につきましてはほぼ類団と同水準の数値となります。

1人当たりの負債額につきましては、地方債残高と連動しており、地方債残高のピークとなる見込みの令和6年度までは増加し、それ以降は減少に転じる見込みでありまして、これにつきましては、あらかじめ中期財政見通しでも見込んだ上で財政運営を行っているところでございます。

また、基礎的財政収支につきましては、これまで課題として先送りになっておりました春木苑汚泥再生処理センターの建て替えや別府西中学校建設などの大型建設事業の実施の影響が大きく、平成28年度以降マイナスとなっておりますが、令和3年度では、このマイナスが解消されまして、23億円の黒字となっております。

さらに、中期財政見通しにつきましては、令和4年度決算におきまして収支は約13億円と大きく改善されておりまして、主要基金残高では、見通しでは70億円でしたが、83億円を確保できている状況となっております。

また、実質単年度収支においては、令和2年度から3年連続黒字化するなど、決算での収支におきましては、大きく改善が図られているところでございます。

これら4つの指標につきましては、地方の負債となります地方債残高が積算の中心となり、この地方債の償還が将来世代への程度影響を及ぼすものかを表すものとなります。それぞれの指標の推移は既に予測をされており、現状の財政運営に大きく影響を及ぼすものとは捉えてはおりません。また、人口減少につきましては本市のみではなく、全国的な傾向でありまして、将来世代への負担への概念ということにつきましては同じであると考えております。

今後につきましても、便益を受けることとなります後の世代と現世代との間で、負担を分かつための平準化、調整機能としての地方債発行を原則といたしまして、公債費負担の将来的な試算を実施しながら、後の世代の負担割合が増大しないよう、堅実な財政運営を進めていきたいというふうに考えております。

○1番（塩手悠太君） ありがとうございます。プライマリーバランスについては、事前のやり取りで、前任までのそのときの市長が、老朽化に伴う公共施設の補修、また改修、集約化を先送りにしてきていたが、誰かがそこに着手しなければいけないという強い思いで現市長が先頭に立ち、矢面に立って着手した英断により収支がマイナスになったということをお聞きして、素直に現市長の政治判断の高さというのには感激いたしました。しかし、客観的に数字だけ、そして結果だけを見た場合は、さすがにこのままの収支、この先大丈夫かというふうな心配になります。今後も引き続き、決算書、予算書から見る財政運営と財務諸表という視点からの財政運営を心がけていただきたいと思います。お願いします。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

御説明いただきました数値については、地方債と関係がございまして、昨今大型事業の実施によって、地方債の発行額が増加しているということが要因でございまして、地方債の発行自体は、先ほど財政課長申しましたとおり、世代間の負担の公平のために活用することは有効な手段であると思っております。

地方債は、自治体の場合も長期で固定金利の借入れになりますので、借入れの時点で将来の返還額がほぼ決定いたします。そのため、私どもも将来のシミュレーションした上で中期的な見通しの上に立ち、適正に管理をしております。

今、御説明のありました一定期間の数値ではなく中長期的な評価が必要だというふうに考えております。中長期的に見ると、今紹介いただきました数値については、減少を改善していく見込みでございます。現に基礎的財政収支につきましても、令和3年度につきましてもは改善しているというところは、先ほど紹介したところでございます。

基礎的財政収支につきましても、地方と異なり国は赤字債が発行できるために、これは有効の必要と考えますが、この数値は大型事業等があった場合に、例えば亀川住宅で発行した地方債10億円、これは単年度では基礎的財政収支の歳入には算入できません。しかし、歳出のみに算入という形になるため、赤字の方向になるなど、実際に算出される額と決算の感覚というのはまたちょっと違うところがございます。

また、純資産比率、将来負担比率につきましても、その基礎となる資産につきましてもは総務省の研究会のほうでブラッシュアップされておりますが、今のところまだ有形固定資産などの評価方法が完全に一致しているわけではございません。ですので、比較の上ではそれぞれ算出した数値の検証が必要というふうに考えております。

しかしながら、現金主義会計の今の決算を、当然今のところをベースにしながら、こうした補完的な資料として紹介いただきました数値については活用して、財政運営をしていきたいというふうに考えております。

- 1番（塩手悠太君） ありがとうございます。あくまで自分が取り上げたのは、今現段階で発表されてる数値ですので、では、仮にこの数値を見た一般市民がどういうふうに思うかというのを端的にこの場で申し上げただけで、今後こういったしっかりとした計画の下、財政運営を進めていくという強い意志を感じましたので、今後も引き続き財政運営というところには推進して行っていただきたいと思っております。

それでは、せっかく財産という言葉も出てきましたので、別府市の財産の活用という点からお伺いいたします。

将来世代へよりよい財産を残すという意味で、今後、公有財産である、例えば学校施設や公園などの行政財産と使用目的を得た普通財産を活用していく上で、何を重視して活用していくつもりなのか、お答え願います。

- 次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

本市が保有いたします公有財産であります公共施設の多くが老朽化が進み、今後同時期に大規模改修や建て替え等の必要が見込まれておりますが、人口減少や少子高齢化によりまして市民ニーズが多様化していく中、現在と同様に施設を維持、更新していくことにつきましては、財政への大きな影響が懸念されているところでございます。

このような状況から、将来的に施設の維持管理が可能となるよう、平成29年に別府市公共施設再編計画を策定いたしまして、人口減少を見据えた中で施設の適正配置計画と施設保全計画を推進することで、次世代に大きな負担を強いることがないように、公共施設の総量を抑制をいたしまして、維持管理費の縮減を図る取組を進めているところでございます。

また、公有財産の有効活用では、未利用地等の公有財産につきましてもは、公共用目的の利用優先を原則としつつ、行政財産としての使用目的を終えたものや、将来にわたり行政財産としての使用が見込まれない普通財産につきましてもは、売却または貸付け等により有効活用を図りまして、それによって生じた収益を、公共施設の再編や大規模な改修等に必要なる財源の経費とするなど、施設の利用者の安全かつ快適な利用に資するよう、取り組んでいきたいと考えております。

○1番(塩手悠太君) ありがとうございます。答弁にありました、将来的に維持管理が可能となるように、再配置や集約で公共施設の再編を行っていくということですが、全くそのとおりだと思います。これは避けては通れない問題だと思いますので、ぜひ計画推進に向けて進んでいてもらいたいと思います。しかし、新規の工事等は、慎重な議論を重ねて、優先順位を明確にした上で取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

また、公有財産については、先ほどありましたように、公共用目的の利用優先を原則に、利用者が安全かつ快適な利用に資するように取り組むという理念の下、活用していただきたいということを重ねてお願いいたします。

それでは、次の項に移ります。

介護保険制度から、まず余剰金についてお伺いいたします。

質問に入る前に、釈迦に説法ではございますが、地方自治体を含めた日本の予算は、歳入歳出予算となっており、入るお金をあらかじめ把握した上で出すお金を決めるというのが日本の予算の仕組みです。これは、明治政府が君主の国イギリスの予算に倣って仕組みを導入したので、歳入歳出予算になっています。要は、君主の国は住民からお金を集めて、そのお金を配る方法を後で考えるという仕組みです。

ところが、アメリカはみんなで使うお金を先に計算して、それを配分するという考え方になっています。ですので、アメリカに関しては、歳出歳入予算です。日本は、歳入歳出予算ですが、この介護保険と国民健康保険だけは歳出歳入予算になっています。まず、3年間で必要な額を計算した上で、みんなで分けるという仕組みです。例えるなら、両親から1万円を集めて参考書を買うのが歳入歳出予算、1万円の参考書を買うから、両親から1万円を集めるのが歳出歳入予算です。

では、本題に入ります。介護保険は先に出すお金が決まっています。それなのに、決算時には使わなかったお金というのが発生します。つまり、余剰金が発生しているということです。

そこでお伺いいたしますが、なぜこの余剰金は発生しているのでしょうか、お答え願います。

○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

令和2年以降につきましては、コロナ感染症等の影響で、介護給付費のうち、介護予防に係る給付費が見込みより伸びず、歳出が減少したことにより余剰金につながったと考えております。

○1番(塩手悠太君) 予測の範囲外の出来事等により、余剰金が発生しているということで、理由については理解いたしました。

それでは次に、この余剰金の行き先についてお伺いします。

発生した余剰金は、介護保険の基金に積み立てられています。この基金への積立ては理解ができますが、しかし、基金残高が約10億円近く積み立てられていると聞いております。

ここで一つ疑問に思うのですが、この10億円近い基金は本来、集めずに済んだお金だというふうに思うんです。1万円の参考書を買いに来たけど、いろいろ起きて、結果8,000円の参考書を買いました。本来なら余った2,000円は両親に返すべきだと思うんですが、しかし、新しい参考書を買うために貯金に回す、ここまで分かります。しかし、介護保険については、貯金額があまりにも大き過ぎるというふうに思います。本来は返すべき、集めなくても済んだお金なんです。不測の事態のために基金を積み立てるというのは非常にいいことだと思うんですが、例えば財政調整用基金のように基準というものを設けてもよいのではないかとと思うのですが、御見解をお答え願います。

○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

基準というものはございませんが、介護保険料は3年間の介護給付費を見込んで3年間

同一の保険料率とすることになっておりますので、給付実績は見込みを大きく上回った場合に備え、計画の初年度に生じた余剰金は全額基金に積み立てるのが望ましいと考えております。介護保険の特別会計が赤字になったとしても、一般会計からの繰入ではなく、この介護給付費準備基金や、国が設置する財政安定化基金を利用することで財政不足を賄う必要があるためでございますけども、ただ、次年度以降も余剰金が高額とならないよう、介護保険事業計画等策定委員会において、今後のニーズや介護保険料について、十分審議を図ってまいりたいと考えております。

- 1番（塩手悠太君） 介護保険料を納める方たちからすると、徴収されるがままで、介護保険料の予算の仕組みや、余剰金等に関心をお持ちの方は多くはないと思います。私も、恥ずかしながらこの仕組みを学ぶまでは知りませんでした。御答弁にあるように、基金に積み立てる理由というのも分かるんですが、あまりに金額が大き過ぎるのも問題なのではないかと思います。歳入歳出予算ではないのですから、ある程度積立基準というのを設けることが必要だと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、来年度から始まる第9期介護保険事業計画について、現在ある約10億円の基金を還元するという意味で、基金を取り崩して、なるべく保険料を上げずに計算するべきだと思うのですが、次期計画におけるこの基金の使い方についての御見解をお答え願います。

- 介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

第9期の別府市介護保険事業計画は現在策定委員会において審議中でございますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年の到来に伴い、要介護認定者の増加が見込まれることから、介護給付費はますます増え、介護保険料に影響することが予想されますので、できるだけ基金を第9期の保険料の計算に入れて、影響額を減らしたいと考えております。

- 1番（塩手悠太君） ありがとうございます。日本の30年間にわたる不況やウクライナ紛争等による物価高騰等で、年金だけで生活している方たちの生活はより一層厳しい状況になっています。今まで日本やこの別府を支え、発展させてくれた高齢者たちへ恩返しとして、子育て政策と同じくらいの熱量で、高齢者を一定程度サポートしていかないといけないというふうに思うんですが、せめて保険料を納めてきた方たちの余剰金が多く含まれた基金から還元という意味を込めて、第9期保険料の算定を行っていただきたいというふうをお願いいたします。

それでは次に、地域包括支援センターについてお伺いいたします。

本題の前に、そもそも高齢者全体を支えるために国が掲げている地域包括ケアシステムについて、別府市が目指している将来ビジョンについてお答え願います。

- 介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

厚生労働省では、地域包括ケアシステムをニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心、健康を確保するため、医療や介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制と定義しております。

これを受けて、別府市では令和元年からの第7期計画からスタートし、第8期老人福祉計画、介護保険事業計画においても、地域包括ケアシステムの深化・推進として、より具体的に深化・推進していくため、これまでの施策の強化充実に加えまして、地域資源の活用、住民主体の取組等についても、この地域共生社会の概念を取り入れながら、活力ある地域包括ケアシステムを目指し、その展開を図っているところでございます。

- 1番（塩手悠太君） それでは次に、地域包括ケアシステムの要を担う地域包括支援センターについてお伺いいたします。

ケアシステムを進めるに当たって、包括支援センターの存在は非常に大きいです。しかも今後、高齢者の割合が増加していくということが予測される中、地域での相談事等多様

化する社会の変化に伴い、複雑化していき、センターの業務も負担が増加しています。それに加えて、増え続ける要支援者へのケアプラン作成に、日々業務に追われているとお聞きします。

さらに、年々、国、県、市町村から求められる役割は増加しており、センターが取り組むべき本来の役割である相談業務やケアシステムを進めるための活動に取り組める余裕がないというのが現状です。この現状を市としてどのように捉えているのでしょうか、お答え願います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として設置されている機関でございます。介護保険関係のみならず、住民主体の活動の支援や、住民の相談支援等、地域でのワンストップ相談窓口として、地域包括ケアシステムの根幹となる機関でございます。本市におきましては、日常生活圏域ごとに7つの地域包括支援センターを設置しております。

別府市第8期老人福祉計画・介護保険事業計画では、地域の特性を生かした住民活動の支援や、地域福祉やまちづくりの連携、地域特性に合った自立支援、重度化防止の推進、市の総合窓口との連携等、より身近な高齢者支援の総合窓口として、包括的な取組をさらに進めることとしておりまして、計画にあります施策の大綱の中で、地域包括支援センターの充実・推進としてその取組を掲げております。

別府市と地域包括支援センターとは定期的に実施する連絡会議やヒアリング等を通して連携しており、情報の共有に努めておりますが、地域包括支援センターの業務が多岐にわたること、一部の地域包括支援センターが人員基準を満たしていない現状もあることなど厳しい状況にあることは、市としても認識しておりますので、令和4年度からは委託料を増額するなどの対応を取らせていただいております。

○1番（塩手悠太君） 御答弁にあるように、市としても地域包括支援センターの抱えている現状を把握していることが分かりました。より伴走するために、令和4年度から委託料を増額するといった対応を取っているとのことで、パートナーとして一緒にケアシステムを進めていくつもりなのだということが分かりました。

確かに、過大な業務で人手が足りないという声もお聞きします。委託料の増加の理由として、人件費に充てる費用もあると思いますが、採用募集をかけ、実際に採用するまでの作業をするのは各センター自身です。どの分野でも人手が足りない中、委託料だけ渡して、後の採用は自分たちでやってくださいという形ではなく、例えば市の職員に出向してもらったり、保健所から保健師に出向してもらったりと、人員確保のために別府市も協力していくべきだと思います。パートナーとしてケアシステムを推進していくために、より細かなサポートというのが必要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、今後の介護保険についてお伺いします。

介護保険の給付費というのは年々増加傾向で、今後も増加していくと予測されます。介護ロボットの台頭を待つという声もありますが、仮に台頭してきたとしても、それまでの過渡期をどのように過ごすかが重要になってくると思います。

ここからは、介護分野に携わっている方たちに、理想論を語るなどお叱りの受けるかもしれませんが、私は介護保険の根幹に自立支援がないといけないというふうに思います。実際に厚労省が発表している介護保険制度の創設時の基本的な考えの中に、自立支援が入っています。そこでは、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をすることを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とすると記載されています。介護保険料を払っている世代、これから払う世代、既に介護保険サービスを受けている方たち、また、私たちの世代も含めて、この全ての方たちに、なるべく介護保険のお世話にはならず、自分ら

しい暮らしを人生の最後まで続けるという考えを持っていただくことが、自立支援への第一歩だと考えます。

別府市では、平成27年度から総合事業をスタートさせています。この総合事業に力を入れて、自立支援を根幹に約3億円の介護保険給付費を抑えた、大阪府の大東市のような市町村もあります。総合事業に関しては様々な声がありますが、大東市では基本理念を定めて、地域住民が主体となった総合事業を進めてきたそうです。

そこでお伺いいたします。別府市は総合事業における基本的理念をどのように考えているのか、また、今ある仕組みの中で大東市のような取組を行うことも大切だと思いますが、それに対する見解をお答え願います。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

別府市では、総合事業を含めた地域支援事業を推進しており、その理念は、生活機能の低下した高齢者に対して身体機能の改善だけではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促進することで、生活の質の向上を目指し、自ら介護予防に取り組む地域づくりであると考えております。別府市におきましても、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでおりますけれども、介護全体の給付費総額は依然として上昇傾向が続いております。

議員御紹介の大東市では、住民ボランティア等が主体となった生活サポート事業等を活用することで、給付費の抑制や介護予防、自立支援の推進に効果を上げているところでございますので、大東市と他都市の先進事例なども参考にしながら、別府市の地域性に即した方式を研究してまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太君） ありがとうございます。現実問題、介護人材は不足して、介護を求める人たちは増加するといった直面する問題に対して、総合事業の活用によって、大東市のように合理的であり、かつ介護分野全体の活性化につながるというふうに思いますので、ぜひ既に成果を出している他都市の先進事例を積極的に取り入れて進めていただきたいというふうにお伺いいたします。

それでは、次の項に移ります。

次に、人材不足問題についてお伺いいたします。

総合計画の項でもやり取りをさせていただいたように、人口減少に伴う人手不足の問題が深刻化してきている中、この問題に対しては、別府市として以前から把握していたことであり、既に問題対応のために様々なことに取り組んできたと思います。しかし、実際には介護人材や交通分野での運転手不足、旅館業等の人材不足など、コロナの影響も大きいと思いますが、問題はより一層深刻化しているように思います。

そこでお伺いいたしますが、改めて別府市としてこの人材不足の問題をどのように捉えているのでしょうか、お答え願います。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

人手不足は、事業者が業務を行う上で必要な人材が集まらず、業務に支障が出ている状態で、全国的に少子高齢化が進む中、別府市だけの問題ではなく、コロナ禍以降に顕著化している全国的な問題であると認識しています。令和5年7月のハローワーク別府管内の有効求人倍率を見ますと、1.05倍となっており、求職の数よりも求人の数が多い状況であることがうかがえます。ハローワーク別府や商工会議所等からの聞き取りによりますと、求人を出しても採用に結びつかない事業者がある一方で、仕事を探しているのに見つからない求職者もあり、求職者が仕事を探す際の条件が多様化している様子が見えたとのことでした。

少子高齢化により、働くことができる可能性の高い年齢層の人数が減少していることや、働き方に対する価値観の多様化により、事業者と求職者の間で求める労働条件などが折り

合わないことなどから、全国的に慢性的な人手不足が起きていると考えております。

- 1番（塩手悠太君） 人材不足は別府市だけの問題ではなく、全国的な問題であるということとは同感です。

では、伺いたしますが、以前から人口減少、少子高齢化に伴う人材不足の問題を予見して、問題に対して様々な取組を実行してきたと思いますが、どのような取組、また、どのような事業を行ってきたのでしょうか。その成果についての御見解も一緒にお答え願います。

- 産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

就労支援事業として、別府市内の企業を知ってもらうこと、また、別府市内で就職希望の人材確保を図る企業と、就職希望者の出会いを創出することを目的に、合同会社説明会を開催しています。企業と就職希望者が対面でじかに話をする事で、求人票や求人サイトでは把握しづらい内容まで聞き取ることができ、互いをより知ることができる貴重な場になっていると思います。コロナ禍により、令和2年度、3年度は開催ができませんでしたが、本年2月と7月に開催し、2月実施分は17社、就職希望者40人、7月実施分は24社、就職希望者82人の参加がありました。12月にも開催する予定で、現在、出展企業を募集中です。

働き方に対する価値観の多様化により、雇用形態やキャリア形成の考え方も変化しつつあることから、今後もハローワークや若年層の就職支援を行うジョブカフェおおいた別府サテライトなど、関係機関との連携を含め、より効果的な就職支援ができるよう努めていきたいと考えております。

- 1番（塩手悠太君） 合同会社説明会や関係機関との連携を深めて就労支援を行っているとのことですが、この問題はかなり前から直面すると分かっていた問題だと思います。別府市の就業総数が取組を始めてからどのくらい増えたのか、正規雇用と非正規雇用の割合はどうか、新規就労者は移住者なのかなど、様々な視点から就労者の動向を分析していると思いますので、その分析結果を集計して、今後の取組に反映させていただきたいと思います。

それでは次に、先ほどの御答弁で、人材不足問題は全国的な問題であると認識していますとお答えいただきましたが、ということは、全国の約1,724ある自治体も、別府市と同様に人材不足問題に対して取組を行っているということであり、競争は激化していると思いますが、約1,724の自治体による厳しい競争をくぐり抜ける算段はあるのでしょうか。

また、他市の魅力に勝るための具体的な戦略もありましたらお答え願います。

- 政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

毎月、東京、大阪、福岡で開催される大分県主催の移住相談会においては、別府市のブースは常に満席で、大分県下の中でも、移住先として選択される地域として認知されています。これは第2期総合戦略に基づいた各事業を着実に実施し、魅力あるまちとして、そして選択されるまちとして成長させた結果であると考えております。

しかし、特に移住定住施策では、総合戦略にあります文化芸術活動を通じたまちづくりの推進の取組として、TRANSITを拠点としたアーティストやクリエイターの移住定住の促進事業や、地域公共交通の利便性向上の取組として、公共交通の安定的な維持のためのドライバー不足解消に係る移住支援事業など、複合的な目的を持つ政策間を連携させた地域課題解決型の移住定住施策に特に力を入れて取組を実施しているところであります。別府市独自の特色ある取組を着実に実施していくことにより、今後も魅力ある移住先として、そして選択される地域として成長していくものと考えております。

- 1番（塩手悠太君） ありがとうございます。別府市としては成果が出ていて、他市との競争にも勝ると分析しているようですし、かなりの手ごたえ、自信を持っているようです。

ので、今後も取組を進めていっていただきたいと思います。

それでは次に、外国人人材についてお伺いします。

先日、森大輔議員との質疑の中で、市長が、減少していく同じパイ、いわゆる人口減少していく同じ日本人人材を確保し合うというのは不毛だというふうに答弁されたように、私も全く同じ考えです。日本人人材を確保するための取組はもちろん重要だと思うんですが、現実的に別府市において、移住等で人材が増えていくイメージは湧きません。しかし、実際にある調べでは、2020年までのデータしかございませんが、2015年から2020年までの就労者数を比較すると、2015年は約5万3,200人で、2020年は約5万人でした。つまり、5年間で3,200人の就労者が減少しているということです。人口に関しては国と連動していると思いますので、日本の総就労者が減少すれば、同じだけ地方の就労者も減少するということです。

また、社会は変化して多様化の社会となり、職業の選択肢は増え続けています。これは一人一人にとっては非常にいいことです。しかしその分、選ばれない企業も多くなっています。冒頭のやり取りで、人材の確保については行政が担うべき役割だと御答弁いただきましたが、外からの人材を登用することも得策なのではないかと思いますが、別府市として外国人人材に対する見解についてお答え願います。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

別府市には3つの大学があり、本年5月1日現在で105か国から3,130人の留学生が学んでいます。留学生の中には、卒業後も別府市で就職したいと希望する方もおられることから、本年の12月に開催予定である合同会社説明会につきましては、2024年3月卒業予定及び2025年3月卒業予定の大学生と留学生、転職希望者、U I J ターン希望者等を対象としています。現在、外国人の方が働いている出展企業には、企業PR欄にその旨を記載していただき、外国人や留学生の皆さんも安心して説明会に参加していただけるよう準備を進めているところです。

また、留学生の中には、起業を希望する方もいます。起業を希望する方には、大分留学生ビジネスセンターやB - b i z L I N Kと連携し、支援に取り組んでいます。

大分県が2021年10月から2022年9月にかけて集計した年間の人口移動の状況によると、県内18市町村の中で、人口増となったのは別府市だけで、1,100人の自然減、1,202人の社会増、102人の人口増となりました。外国人の転入・転出者の増減は1,375人となっていることから、コロナ禍を経て外国人の新規入国が解禁され、外国人留学生が別府市に転入し、人口増につながったことが分かります。数ある自治体の中から、この別府市を選んで来てくださった留学生の皆さんに、大学卒業後も別府市との関係を続けてもらえるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太君） ありがとうございます。私は本気で人材確保していくためには、外国人人材の起用を本格的に進めていくべきだと思いますが、現段階で外国人人材を起用すると考えた場合、技能実習生制度の活用が思い浮かぶのですが、別府市における実習生の人数と制度を採用している企業数についてお答え願います。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

厚生労働省のホームページによりますと、外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ、国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的としています。法律に基づき、全ての事業主に外国人労働者の雇い入れ、離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣へ届け出することは義務づけられており、市への届出は義務づけられておりませんが、別府市が把握している外国人在留資格別の人数によりますと、技能実習生の資格で別府市に転入されてきた方は、本年

7月31日現在で149人となっています。

○1番（塩手悠太君）ありがとうございます。149人ということで、人材制度を採用している企業は少ないなという印象です。そこで他市では行政サポートとして、受入れに対する固定費の一部を補助している自治体もありますが、別府市として今後、技能実習生制度を取り入れるに当たって、どのように捉えているのでしょうか。また、行政として活用していく考えというのはありますか、お答え願います。

○産業政策課長（大町 史君）お答えいたします。

商工会議所からの聞き取りによりますと、技能実習生制度を含めた外国人採用の制度理解と最新動向について、会員事業所向けの勉強会を開くなど、外国人人材の起用についての周知には取り組んでいるとのことですが、事業者から個別の相談や問合せは寄せられていないとのことでした。現在、国は深刻な人手不足を踏まえ、現行の技能実習生制度を実態に即して発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設する方針であると把握しております。

また、県が設置している大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会の中でも、各市が、各市が取り組んでいる事例を共有しながら、様々な議論がなされております。人手不足の解消については、国や県、そして会議所や市内の事業者の皆様と一緒に解決していくべき問題であると考えます。今後も国の動向を注視し、関係機関の皆様との情報共有やニーズの把握に努めながら、別府市総合戦略にあります大学などと連携した本市の産業を担う人材の育成として、別府の産業を活性化するための原動力となる人材の育成・確保のために、教育機関と連携して人材の育成に取り組み、留学生を含めた市内大学の卒業生に別府市に住み続けてもらえるよう、また別府市との関係を続けてもらえるよう、地元での就職や起業など、それぞれの希望に寄り添った支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（塩手悠太君）ありがとうございます。ぜひ、外国人材を積極的に登用していただきたいとお願いいたしまして、残りは次回の議会でまた質問させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○副議長（日名子敦子君）休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（日名子敦子君）再開いたします。

○16番（穴井宏二君）16番、穴井でございます。昼一番、一般質問させていただきますのでよろしくお願いたします。

まず最初に、規格葬儀についてでございますけども、高齢者のひとり世帯の現状等から入っていききたいと思います。

コロナ禍によりまして、ひとり暮らしの高齢者の見守りの必要性が高くなってまいりました。市の課題といたしましても、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、また認知症の方の高齢者の方など、支援を必要とする人の増加によりまして、見守りを含めた多様な側面からの支援が重要であると考えております。

こうした中、現状では様々な場面で、私も地域を動く中で、悲しくも孤独死をされる方のお話も時々お聞きをいたします。別府市は高齢化率も高い状況です。今後もひとり暮らしの高齢者数が暫増傾向にあると思えます。ひとり暮らしの高齢者の異変に早めに気づけるように、取組を行い、孤独死等をなくすために、早期対策をすることによって未然に防ごうことが大切ではないでしょうか。

そこでまず伺いますけども、ひとり暮らしの高齢者数につきまして、過去5年間の推移をお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

別府市の独り暮らし高齢者の数につきましては、毎年度、民生委員の方に65歳以上の方の調査をお願いしております。過去5年間の推移は、平成30年度は6,524人、令和元年度は6,452人、令和2年度は6,273人、令和3年度につきましては、コロナ禍を考慮し実施しておりません。令和4年度は6,382人です。

○16番（穴井宏二君） この数年の間、先ほども申しましたけれども、特にコロナ禍を入れてきて、葬式の形が変化をしてくれております。親族のほか、近所や会社関係者からも招く一般葬は減少傾向にあります。親族だけで行う家族葬や、儀式を省いた火葬のみの直葬も増えてきております。より小さく、より簡素に、最近の葬儀の流れは葬儀のコンパクト化、これが進んでいるのが今の超高齢化社会の流れになってきているようでございます。

そこでお聞きしたいのですが、独り暮らしの身寄りのない方の葬儀等につきまして、市としてはどのような対応を行っているのか、昨年度の実績も併せてお伺いしたいと思っております。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

身寄りのない方の葬祭については、警察、病院、施設等から相談がございまして、ホームレスや身元不明等、身寄りのない方については、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、また、死亡された方の火葬を行う方がいない、または判明しない場合は、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死亡した現場となった市町村が葬祭を執り行います。令和4年度の実績は、身元不明の案件はゼロ件、埋火葬者不在の案件が22件でした。また、令和4年度の葬祭費平均額は約23万円です。

なお、遺留金等ある場合は充当し、差額につきましては大分県へ、行旅病人及行旅死亡人費用弁償として請求しております。

○16番（穴井宏二君） 高度成長期の日本では、特に昭和におきましては、一般葬と呼ばれる形式が主流であったと思っております。家族が、故人をしのぶ通夜を行って、翌日に広く友人の方や、知人の方が参加して僧侶による読経などの宗教儀礼の葬儀と、献花などで最後のお別れをする告別式を行う。遺体はその後火葬場に運ばれます。

ところがある調査によりますと、全体の7割を占めていたこの一般葬でございますけれども、この数年で約2割にまで減少したとのデータがあるそうです。代わって増えたのは家族葬や直葬、またまれにですけれども、通夜を省いた1日葬などがあるそうです。この親族だけで行う家族葬や通夜をしない1日葬、儀式を省いた火葬のみの直葬、この増加傾向があるようでございますが、そのように変化してきているその理由とか、また背景につきまして、市としてはどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

○高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

葬祭の形態が家族葬等のようにコンパクト化・簡素化の傾向にある背景としまして、近所付き合いや人間関係の希薄化、また、参列者の高齢化や価値観の変化等あると考えられます。さらに、コロナ禍をきっかけに、感染予防の観点から始まった家族葬等の形態が常態化してきているものと考えます。

○16番（穴井宏二君） そこで、今度はちょっと観点を変えまして、生活保護者の方が独りの場合、病気等で亡くなった場合に、気になるのは、時々相談があります葬儀代についてでございます。特に貯金もなくて、もう何も無いという場合は本当にもう不安で仕方がないという声があります。こういう場合の、死亡した場合の福祉葬、葬祭扶助ですかね、この葬祭扶助の条件や内容について述べていただけますか。

○ひと・くらし支援課長（甲斐博幸君） お答えします。

亡くなられた方が生活保護を受けていても、遺留金などがある場合や、扶養義務者の方が葬儀費用を賄えるだけの収入や、資産がある場合には、葬祭扶助は受けることができま

せん。葬祭扶助の範囲ですが、通夜や告別式などは行われず、直葬と呼ばれる火葬だけのお別れになります。

- 16番(穴井宏二君) 今おっしゃっていただきました、生活保護の受給者の方に対しての葬祭扶助費の基準額及び令和2年度から4年度までの3年間に対応したケースについて、金額等も踏まえてお教えいただきたいと思います。

- ひと・くらし支援課長(甲斐博幸君) お答えします。

生活保護受給者の葬祭扶助費ですが、現在基準額は21万2,000円以内でございます。

対応したケースにつきましては、令和2年度は件数が66件で、葬祭扶助費は1,083万9,964円、令和3年度は67件で、1,141万356円、令和4年度は63件で、1,023万9,204円となっております。

- 16番(穴井宏二君) 今、述べていただきました。私もちょっと調べましたところ、10年前に比べて全国的なデータとしまして、かなり増えてきているようでございます。

こんな感じで家族の形が変わっていく中で、家族に代わって、人生の終盤を支えるサービスの需要というのが結構あるのではないかなと思っております。家族の有無にかかわらず、誰もが安心して生きて、亡くなった後も、その人の尊厳が守られる仕組みを作ることが大事ではないかと思っております。生活困窮者が亡くなった際の火葬代などとして支給される葬祭扶助費の総額が、2021年度は全国で104億円との報道がありました。厚生労働省によりますと、100億円を超えたのは、統計を開始して以来初めてのことでありました。生活に困窮する独居高齢者の方や、故人の引取りを拒否する親族の増加が背景にあると言われております。これからはいわゆる多くの方が亡くなる多死社会といえますかね、よく言われてますけども。多死社会における公的支援の必要性が問われてくるのではないかなと思っています。

葬祭扶助は、遺族が困窮していたり、身寄りのない故人がお金を残していなかったりした場合に支給されるものでございますけども、これも2000年の303万人から2020年には672万人に増加をしてきておりまして、身寄りのない方などの生活困窮者の方が増加していることが影響していると思っております。このようなケースなど、自分が亡くなった後の葬儀はどうしたらよいのかと、納骨は誰がしてくれるのかと、不安にならざるを得ない心情というのは当然のことかと思われま。事前相談制度などを設けてやっている自治体もございまして、少しでもこのような、無縁遺骨と申しますか、その無縁遺骨をなるべく御本人のためにもなくしていかなければいけないと、このように思っておりますけども、別府市におきまして身寄りのない方の火葬が終わった後の納骨、無縁遺骨と申しますか、その納骨についてはどのようにするのか、また、その件数につきまして、過去5年間の推移をお尋ねいたします。

- 高齢者福祉課長(入田純子君) お答えいたします。

身寄りのない方の納骨につきましては、別府市宮川墓地内の別府市納骨堂に安置しております。過去5年間の安置件数は、平成30年度71件、令和元年度72件、令和2年度54件、令和3年度57件、令和4年度73件で、5年間の年間の平均は約65件です。

- 16番(穴井宏二君) 分かりました。孤独の方の、亡くなった方のお骨の流れについて答弁いただきましたけども、市民の方々が安心して、独り住まいの方とか、身寄りのない方が安心して人生を終えて、その後の葬儀または納骨を安心してできるような制度、例えば葬儀社を選択できるような、ちょっと言い方おかしいかもしれませんが、市と葬儀社が一定の仕様と価格について協定を結んで、利用者の方は業者との契約にて葬儀を執り行う規格葬儀というのがあります。これは簡単にどういうことかと申しますと、葬儀業者さんと利用者との契約に基づいて葬儀を執り行います。

一つだけ例を申し上げますと、大阪の枚方市が非常にホームページ見ても分かりやすい

ですね。お尋ねもいたしましたけども、枚方市の規格葬儀の標準葬というのがあります。これは祭壇の飾りつけ、サポートスタッフ、葬儀の進行、霊柩寝台車の運行等、ほかお花とかも含めて、葬儀に必要なものは一通りそろった仕様で15万円、略式葬というのもありまして、これは6万5,000円、多分直葬とも言うておりました。そういう感じで、もっと分かりやすく市のホームページにも掲載されております。

ということで、非常に利用者から見ても、分かりやすい感じで出ております。担当の方にも聞きましたけども、標準葬の利用者は高齢者世代、身寄りがいない方、また親戚と疎遠な方の利用が多いとお話でした。また市としても、なかなか葬儀ができない方に対して、費用をなるべくかけずにできるようにしております。また、利用者もだんだん増えてるということでございました。ただ、オプションをつけますとどうしても値段が上がっていく、そのケースはやっぱり多いということでございました。

そういう感じで、別府市におきましてもこういう市と業者さんとの一定の仕様と価格を結んで、市民の方が悩んだときに、ここを選んでみようかなと、そういうふうな規格葬儀というものにつきまして検討してみてもどうかと思いますけども、いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕君） お答えします。

県内、市内におきましても、コロナウイルスの感染症の流行以降、葬儀内容を以前より規模を縮小した家族葬にて執り行う方が増えていると感じているとともに、葬儀内容によりましては低価格によって執り行われている状況もあると思われまます。コロナ前からではございますが、一部の自治体では、先ほど議員がおっしゃった規格葬との見方で、市民の方に簡素、低廉かつ厳粛な葬儀を提示している事例は承知しております。規格葬儀は、いざ葬儀内容等を選択する場面で、市の協定先であることでの安心感や、低所得者に対するセーフティネットとしての有効な手段の一つであるとも考えられます。

現状では九州内ではこの制度を導入している自治体はない模様ですが、今後他市の状況や全国的なニーズ等を注視してまいりたいと思います。

○16番（穴井宏二君） 分かりました。

一つまたつけ加えますと、担当者の方がおっしゃってございましたけども、市としては特に協定だけで補助金は出していないことがございました。市と、今部長もおっしゃいましたけども、市と連携していることで安心感を持ってもらえると。もう一つこれがいいなと思ったのは、必ず利用者の方にアンケートを取るようにしているということでございまして、アフターフォローがしやすいところでございました。利用した方、アンケートの中では、業者さんがですね、丁寧に対応してくれた等の意見が多く、苦情はほとんどないということをおっしゃってございました。

そういう意味で、低所得者の方への緊急的な対応、また事前相談等も含めて、しっかりサポートしていく上で、別府市でも、今も答弁ありましたが、葬儀の在り方の一つとして検討していってほしいと思います。

では、この項は終わります。

続きまして、仕事の件で若干質問をさせていただきたいと思います。無料職業紹介所、過去にも質問したことがございますけれども、別府市における雇用対策についてお伺いしたいと思います。

この3年間はコロナ禍ということもありまして、労働環境、また雇用環境に大きな変化がありました。そのような状況に対応するために、別府市も数多くのコロナ対策事業を先手先手と実施しまして、非常に喜ばれていたわけですが、事業者支援等を素早くされたと認識をしているところでございます。

まず、この3年間のコロナ禍の中で、事業者からどのような相談が、どのくらいあったのか、またどのような相談窓口を設置して対応してきたのか、お答えください。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

コロナ禍の状況下においては、スピード感を重視し、数多くの事業者支援を実施してまいりました。相談内容については、補助金制度や融資問題、雇用問題、事業継続についてなど、多岐にわたりましたが、別府商工会議所や一般社団法人大分県中小企業診断士協会とも連携して、相談窓口を設置し、市内の事業者や市民の方々に寄り添った対応に努めてまいりました。

会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている市内の小規模事業者に対して、巡回訪問や会議所の特別相談窓口にて、各種補助金、給付金、支援金の情報提供、事業計画書作成等の申請支援、報告書作成の支援を行うとともに、事業継続に向けての融資あっせん等を行いました。

経営指導員による令和2年度から4年度までの巡回訪問の総数は3,838件、窓口相談は6,856件、また、令和2年度に別府市がアリーナに設置した総合相談窓口に会議所が設置したブースへの相談は280件となっております。

融資制度としては、別府市公式ホームページに掲載をしておりますが、運転資金や設備資金を対象に、中小企業合理化資金、中小企業経営安定資金、中小企業開業資金といった別府市独自の制度により、中小企業の皆様の様々な場面に対応する支援が可能となるような取組を行っております。

○16番（穴井宏二君） 分かりました。様々な対応をされたということで、特に、国が行ったゼロゼロ融資、無担保・無利子ですかね、これが非常に助かったという声がありました。これにつきましては、また本年からまた来年4月にかけて、返済がピークを迎えるという時期になっておりますので、そこら辺のところを、しっかり御相談がありましたら対応をお願いしたいと思います。

では続きまして、今いろんな対応されたということでございます。雇用を取り巻く問題で、会社を離職した方が、いろんな事情で離職票がなかなかもらえないという実態がありまして、就職活動ができずに困ったという声があります。なかなか催促をしても離職票を出さないということで、次の仕事がなかなか見つけにくいということがあります。そういうふうなことが、まず、法律上問題がないのか、また罰則があるのか、お答えいただきたいと思っております。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

雇用保険法第76条第3項において、離職した者は、求職者給付を受けるために必要な証明書の交付を事業主に請求することができる。その請求があったときは、当該事業主は、その請求に係る証明書を交付しなければならないと規定をされております。また、これに違反した場合、同法第83条第4項において、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則規定がございます。

○16番（穴井宏二君） 市内におきましても、こういうふうなことが実態がございますので、ぜひともしっかりそこら辺の把握等、難しいかもしれませんが、ぜひ雇用を守るためにお願いしたいと思います。

それでは、今の離職票の関係ですけれども、退職した会社をお願いしても、どうしても離職票もらえない場合や、また未払いの残業代等での賃金がある場合には、どこに相談すればよいのか、お聞かせください。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

離職票は、労働者が退職し、失業給付を受給するときに必要となる書類です。会社が離職票の交付を拒んでいる場合には、ハローワークに相談すれば、ハローワークから退職した会社に対して、退職の確認や離職票を出すように催促をしてくれます。

また、離職票の問題だけにとどまらず、未払いの賃金がある場合などは、ほかの労働問

題も発生しているような場合は、大分労働基準監督署や弁護士に相談するのも一つの方法と考えます。

- 16番（穴井宏二君） 分かりました。そこら辺の流れがなかなか分かんないところもあるようでございますので、ぜひそういう御相談があった場合は、親身に乘ってあげたい、もらいたいと思います。

それでは、ハローワークとも連携しまして、離職者が困らないように、また事業者にしっかり周知をお願いします。以前にも質問いたしましたけども、雇用対策として、地方自治体が無料職業紹介所を開設している事例もございます。福岡の古賀市におきましては、平成17年から開設して、多くの就職の決定につながるマッチングを熱心にやってこられたようでございますが、別府市独自としまして、雇用対策として無料職業案内所を設置する、このお考えについては、今どのようにお考えでしょうか。

- 産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

福岡県古賀市で設置した経緯ですが、市内にハローワークがなく、一番近いハローワークまで公共交通機関で40分程度かかるため、市民の就職支援のために設置をしたと伺っております。設置後は、運営委託先と連携して、企業や市民のニーズを把握するなど、きめ細かに対応していくことで、多くの就職マッチングにつながっているとのこと。

別府市では、市内中心部にハローワークがあることから、現在のところ、市独自の無料職業案内所の開設は考えておりませんが、就職支援の取組として、別府市内の企業を知ってもらうこと、また、別府市内の企業と就職希望者のマッチング促進を目的に、就職・転職お仕事フェアを開催しております。働き方に対する価値観の多様化により、雇用形態やキャリア形成の考え方も変化しつつあるようです。今後もハローワークや若年層の就職支援を行うジョブカフェおおいた別府サテライトなど関係機関との連携を深め、求職者の希望に沿った、より効果的な就職支援ができるよう、引き続き努めていきたいと考えております。

- 16番（穴井宏二君） 分かりました。今すぐどうのこうのというあれではありませんが、私も幾つかこの無料職業案内所を設置している自治体に電話をさせてもらいましたが、かなり自治体によって温度差があります。ただハローワークの情報を持ってくるだけですか、それならしないほうがいいなと私思ったりしたんですけども、それとは別に、また熱心に一人一人の状況を把握して、まちを歩いて、どの企業とこの人が一番合うかという、そういうふうに熱心にやっているところもございまして、これについてやっぱり全ては人で決まると思っていますので、ぜひそこら辺もお考えいただきながら取り組んでいただきたいと申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

では、続きまして子ども食堂について若干質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この子ども食堂でございますが、昨年子ども家庭庁とともに、子ども基本法が成立をいたしました。子どもや子育て、家庭を巡る環境は複雑化・多様化していることから、首相の直属機関として位置づけており、虐待や貧困、少子化問題など子ども関連の支援策を一元的に担うことになっております。

また、子どもの定義を、心身の発達の過程にある者と指定しまして、特定の年齢に限らず、切れ目のない支援がうたわれておりますけども、まず別府の子ども食堂についてお尋ねをいたします。最近では食事の提供だけではなくて、子どもの居場所という位置づけで、その数も年々増えているようでございますけども、現在の別府市内の子ども食堂の数と活動状況、これについて御説明ください。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

令和5年9月22日、本日現在ですが、別府市子どもの居場所づくりネットワークに加

入している 25 団体におきまして、子ども食堂は 15 か所ございます。

活動状況でございますが、子ども食堂ごとに独自の特色ある取組を行っております。子ども食堂以外に学習支援、フリースクール、コミュニティカフェ、体験活動など様々な活動を通じ、いずれの子ども食堂も子どもの居場所として位置づけられております。主催者の皆様の高い志で運営されていることを実感しております。

○ 16 番（穴井宏二君） それでは、この子ども食堂と行政との関わり、連携、子ども食堂同士との連携等、もし把握しておられましたら御答弁をお願いします。

○ 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

子ども食堂は、そもそもボランティアによる活動ということで始まり、それぞれの実施主体、運営者の方々がそれぞれの思い、志に沿った自分たちの子ども食堂を展開されております。今では子どもの居場所としての機能を併せ持つようになり、行政といたしましては、新規開設時や既存の施設の機能強化のための補助、また運営に関する補助などの支援を行っております。

また、令和 3 年度からは市内の子どもの居場所づくりに取り組む団体等の交流及び情報共有、また、市からの子どもの居場所づくりに関する情報提供等の支援を通じて、民間を主体とした子どもの居場所づくりを推進することを目的とした別府市子どもの居場所づくりネットワークを設置しました。このネットワークの会員が、子どもの居場所の活動の一つとして子ども食堂に取り組んでおり、各団体が SNS などを通じ、つながり、時に一緒に活動するなどの連携を図っております。

○ 16 番（穴井宏二君） では、今の答弁の中で、新規開設時や既存の施設の機能強化のための補助、運営に関する補助、この 2 つの補助、具体的にはどういうふうなことになりますでしょうか。

○ 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） 新規開設と機能強化の補助、また運営に関する補助もいずれも、市からの補助金のほうを出すようにしております。

○ 16 番（穴井宏二君） その補助金についてでございますけど、なかなかちょっと使い勝手があり、よくないという、国の補助金との絡みで、なかなかそれを使うと国の補助金が使えないとか、そういうふうなことがあるという声もお聞きしましたので、ぜひともそこら辺のアドバイスをお願いしたいと思います。

では、食材の確保についてでございますけども、なかなかこの物価高で食材が確保できないという声もあります。そこで、子ども食堂における食材の確保の状況、またその食材の提供に関する問合せについての対応はどのようになっていますか。

○ 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

食材につきましては、フードバンクおおいの食料支援、農家や市場、近所の方々からのお裾分けや企業からの寄附などがございます。また、スーパーでの買い出しで仕入れる場合もございます。また、子ども食堂のために、お米や野菜などの食材提供のお申出が市に寄せられた場合につきましても、提供者の御意志を尊重し、適切な提供場所をお伝えしております。

子どもの居場所ネットワークや、大分県からの委託を受け、子どもの居場所づくりを行っている大分県社会福祉協議会を通じて、食材に関する情報のみならず、子ども食堂に対する様々な運営に関する情報などを共有していただいております。

○ 16 番（穴井宏二君） 先ほどのこども基本法の中に、学童保育を所管するとともに、NPO と連携して、不登校への子どもへの支援を含め、子ども食堂の支援の場、居場所づくりや子どもの可能性を引き出す取組がうたわれているところでございますけども、子ども食堂における課題や今後の方向性につきまして、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○ 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

子ども食堂の果たす役割は常に変化していると認識しております。その変化とは、より子どもへ寄り添った形への変化であると思います。様々な立場の子ども一人一人に寄り添い、子どもたちが安心できる場所の提供が今後の課題ではないかと考えております。

そのために行政としてどのように取り組んでいくのか、様々な御意見に耳を傾け、子育て支援につなげてまいります。

- 16番（穴井宏二君） それで、最後にお尋ねですけれども、この子ども食堂に、やっぱり行くのにどうしても敷居が高いという声があります。なかなか本当に困ってる方はなかなか行きづらいという声もございまして、私も何かよい取組をしているところはないかなと思いながら調べましたら、長崎の諫早市で、NPO法人が面白い取組といますか、いい取組をやっておりました。NPO法人Seamlessというところがやっておるんですけども、これは諫早こどもはぐくむ券プロジェクトというのをやっております。この事業は、このNPO法人が核となりまして、市内の企業や、または一般市民から寄附を募って、その寄附の金額に応じて、市内の飲食店や小売店でそれが1枚500円か600円で利用できる、こどもはぐくむ券を3歳から中学生まで配布するという、いわゆるまち全体が一つの子ども食堂であると、そういうふうなやり方をやっております。いわゆる、市民協働型の子育て支援事業と言えらると思います。

同じようなことを、今すぐ別府市でもやると言ってもなかなかできるものではないと思いますけれども、このような取組をヒントにしまして、別府市独自の子育て支援策を講じていくことはないでしょうか、お考えをお伺いしたいと思います。

- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えします。

子ども食堂に行くことが高い壁になっている子どもさんにとって、この諫早の取組は有効であるというふうに考えます。諫早市と同じ仕組みを別府市に導入することは、多くの課題があり、難しいかと思いますが、子どもや保護者にとってはもちろん、支援する立場の方にもメリットのある支援策の今後の方向性について、子どもの居場所として参画している各団体の皆様方等との意見交換など議論していきたいと考えております。

- 16番（穴井宏二君） 私も調査に行った折に、代表者の方と意見交換をさせていただきました。その中で、このこどもはぐくむ券の配布、やっぱり配布の順位があるそうです。まず、独り親家庭が登録している団体、その団体に加入している家庭の子どもさんにまず優先的に配布を行う。次に、地域のアーケード等で一般配布を行う。あえて一般配布を行うのは、独り親世帯が市内のお店、レストランや食堂、また弁当屋さん等で、気兼ねなく使用できるようにカムフラージュする意味合いがあるそうです。ここがキーポイントということをおっしゃいました。これによりまして、まちのレストラン、食堂とお店も元気になり、また子どもたちも喜んで親と食べに行くことができ、また共働きのお父さんやお母さんの家事負担が少しでも減るということで、効果があると言われておりました。

このこどもはぐくむ券に賛同した個人や企業、寄附した企業さんもだんだん増えているというようなことでございましたので、非常に私としては面白い取組じゃないかなと思っておりますので、一つ提案をさせていただきます。よろしくお願ひします。

では続きまして、市営住宅について質問させていただきます。

まず、この市営住宅でございますけれども、近年の入居申込み、空き状況でございますが、募集状況、募集戸数、応募者数、募集倍率、これはどのようになっていますでしょうか。

また、住宅の空き状況についても答弁をお願いします。

- 施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

市営住宅の入居者募集は年6回、奇数月に実施しております。

募集状況ですが、令和3年度は、募集戸数240戸に対しまして応募者数517人、入居世帯数141世帯です。令和4年度は、募集戸数123戸に対しまして応募者数330人、入居世

帯 57 世帯です。令和 5 年度は 5 月、7 月の募集状況となりますが、募集戸数 26 戸に対しまして応募者数 143 人、入居世帯 16 世帯となっております。

応募倍率は、令和 3 年度が 2.15 倍、令和 4 年度が 2.68 倍となっておりますが、実際にはおのおのの住宅により大きく異なります。

続きまして、市営住宅の空き状況についてですが、市営住宅の空室には、被災者用に確保しているもの、老朽化等で政策的に空室としているもの、待機時の状況等から、当面公募が不相当であるものなどがあります。これら以外の空室を応募状況等を踏まえながら、計画的に必要な戸数を修繕し、公募を行っております。今現在公募しても応募がなく、空室となっている戸数は 5 戸となっております。

○ 16 番（穴井宏二君） 分かりました。

では、次は今後整備される市営住宅についてですけれども、今後整備される市営住宅は、時代に合った建て替えとなると思います。また、間取りとか、設備がニーズに合った現代的なものになるのではないかなと思いますけれども、老朽化が著しい住宅については、ぜひ早期にと申しますか、計画的に建て替え等の整備を進めていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますけれども、今後建て替え等により市営住宅の総戸数、これはどのようになっていくのか、整備や方針があればお答えください。

○ 施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

少子高齢化や人口減少、単身世帯層の増加などの社会情勢を踏まえて判断する必要がありますが、大きな流れとしましては、市営住宅の総戸数は減少していくものと考えております。大分県、県下全市町村及び大分県住宅供給公社で構成されております大分県地域住宅協議会におきまして、県内の公営住宅全般をマネジメントする目的で、令和 2 年度に大分県公営住宅マスタープラン 2020 を策定しており、その計画では 2040 年度までに別府地区の県営住宅、市営住宅の供戸数を約 16% 減少させることとしております。

○ 16 番（穴井宏二君） 今の高齢化、または人口減少を考えれば、そのような流れなどは仕方ないかなと思っておりますけれども、住宅によっては、応募倍率が高い状況もあるようでございますので、今後の市営住宅の建て替え等におきましては、適切な戸数を確保できるように供給をお願いしたいと思います。

それでは、間取りにつきましてお伺いいたします。

次に、家族状況に応じた部屋の間取りの変更にお尋ねいたします。現在の市営住宅におきまして、入居中に子どもさんが生まれるなど、家族状況に変化が生じた際に、部屋の間取りを変更することができる住宅等はあるのかお答えください。

○ 施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

新しい市営住宅では、間仕切り、引き戸を収納させることにより個別の部屋、もしくは連続した一つの大きなリビングとして利用できるものはございますが、部屋の間取りそのものを変更できる住宅はございません。

○ 16 番（穴井宏二君） 分かりました。私も、間取りについて要望がございましたのでいろいろ調べました。そうしましたら、福岡県ですけれども、福岡県の筑後市におきましては、これは常用団地というところですかね、ここはセンターコア方式と呼ばれる間取りを採用しております。この方式は、キッチンや浴室、トイレなどの水回り設備を部屋の中心に配置することで、複数の方向から一つの部屋に入ることができるために、回遊性が高く、また換気が非常によいらしいです。それによって、建具で部屋を仕切ることができることで、子どもさんが大きくなって、生活様式に応じた間取りに変更できるというふうに言っておりました。実際私も調査に行きましたところ、ちょうど 1 つ空き部屋がありまして、本当に子育て世代と若い世代に向けたような作りをしておりまして、なかなかいいなと思いました。

今後、建て替え等で市営住宅を整備する際には、ぜひこのような事例も参考にして、より住みやすい、また世代に応じた間取りが変更できるような事例も参考にして取り組んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

現在別府市では、こどもまんなか社会の実現に向けた取組を実施しており、市営住宅におきましても、子育て世帯に対する浴室給湯設備設置に対する助成制度を開始したところであり、子育て世代にとって、より魅力的な市営住宅を整備することにも取り組んでいく必要があると考えております。

センターコア方式は通気性がよく、間取り変更が可能であるなどの利点がございまして、今後の市営住宅建て替えの際には、それも選択肢の一つとしまして、様々な角度から調査研究を行い、子育て世帯や若年層にとって魅力的な市営住宅の整備を進めていきたいと考えております。

○16番（穴井宏二君） ぜひ、よろしく願いいたします。

では最後に、消防用ドローンの活用についてお尋ねいたします。

ドローンを活用した防災対策として、消防本部にお伺いしたいと思いますけれども、この小型無人機、ドローンの飛行に関する基本的なルールを決めております改正航空法が施行されております。それにつれて、ドローンの普及も進んできているようでございます。現在は操縦者が、目で直接確認できなくてもドローンを飛ばせる目視外飛行ができるようになっており、荷物輸送も始まっております。国土交通省によりますと、飛行許可承認数も年々増加の一途をたどっているようでございます。

そこで、近年では大規模災害などでは、ドローンを活用した被害状況の確認をするなど、災害時の活用事例が多数見られますが、ドローンの導入状況について調査をしているのかお伺いいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明君） お答えいたします。

全国的に見ますと、令和5年4月の総務省消防庁の調査では、全国723消防本部中、479消防本部、66.3%がドローンを導入しています。大分県内を見ますと、大分市消防局、中津市消防本部、佐伯市消防本部、臼杵市消防本部、宇佐市消防本部、由布市消防本部、日田玖珠広域消防組合消防本部、杵築速見消防組合消防本部と、14消防本部中8消防本部、57.1%が導入している状況であります。

○16番（穴井宏二君） 分かりました。別府市消防本部と民間事業者でドローンの協定を結んでいるようでございますけれども、それについてどのような内容なのかお答えください。

○消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

令和4年12月に消防業務におけるドローン導入を検証するため、民間事業者と協定を結びました。これまでの活用事例については、消防出初め式の撮影、訓練企画の事前調査、実際の災害現場では、火災原因調査の際に上空から街区の撮影などに活用しました。

○16番（穴井宏二君） では、ドローンの火災現場での活用について説明してください。

○消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

既に導入している消防本部の事例などから、火災現場での活用については、特に林野火災などの広域の火災では、現場到着時に延焼範囲が把握しにくいですが、ドローンを活用することで、隊員が急斜面を駆け上がったたり、谷へ下りながら確認する情報収集の時間が短縮されることにより、効率的な消火活動を支援することができます。

また、市街地では火災の残火処理や原因調査の際に容易に街区の撮影ができるため、調査業務にも活用できると考えております。

○16番（穴井宏二君） では最後に、今答弁いただきましたように、様々な検証をしているとお聞きしましたが、別府市消防本部では、このドローンの導入につきましてどのよ

うな見解なのか、お伺いいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明君） お答えします。

ドローンを導入することで、大規模災害時の発生時には、上空からの写真や動画などにより、災害の全体像を情報収集することができるため、災害現場で早期に指揮方針の決定が行われることにより、迅速な活動につながります。また、人命救助の場面でも、熱画像装置による要救助者の発見や活動単位の現場での安全性の向上につながるため、有益であると認識しております。

今年度、ドローンの操縦士の養成を予定しているところでありますが、早期のドローン導入に向け、引き続き関係各課と調整し、取り組んでまいりたいと思います。

○16番（穴井宏二君） 別府は、御存じのとおり扇状地となっております。地形上高低差が大きいところがございますので、ドローンを導入して活用すれば非常に有効ではないかなと思っておりますので、ぜひとも早期の導入に取り組んでいただきたい。

このように訴えまして、質問を終わります。

○10番（阿部真一君） 皆さん、お疲れさまでございます。4日目、16名最後の一般質問になります。

オープニングトークをちょっと割愛しようかと思ったんですが、9月2日の土曜日にこの別府市議会ソフトボールチーム、そして9月10日に別府市議会の陸上の大会を、県民スポーツ大会の代表として参加させていただきました。市長をはじめ執行部の皆さんに大変すばらしい試合展開のソフトボールをお見せできたのではないかと、ラグビーのスコアと思うぐらい、40対9、これ他都市にもない、過去にない点差の試合だったみたいで、ある意味貴重な試合を見学して応援していただけたのかなと思います。

そして翌週の日曜日、レゾナックドームのほうで別府市議会で、リレーと短距離走に出場しまして、短距離走は何と、議会でも年が一番若いですが、塩手君が大分県で2位と、12秒9と。僕去年走ったとき14秒8だったんで、もう大分差がありました。別府市の県民スポーツ大会の得点にかなり貢献していただいて、団体のほうも5位になりました。誰もけがなく、今回のこの9月の議会に臨ませていただいております。

オープニングトークはここまでにして、質問に入らせていただきたいと思います。

それでは、教育行政についてお聞きします。

部活動について、私、決算でも過去の議会でも、この議場で教育委員会に質問をさせていただいております。その中で、今年4月から正式に外部委託をしまして、別府市内の中学校の部活動の現場、教職員も含め、親御さんも含め、生徒も含めて、この部活の現場というのは少しずつ変化をしていっております。

この中で、県下で外部委託を企業に、民間に委託してやるのは別府市が初めてということで、恐らく先進的な例と、いろいろ課題も今後他都市に対してお示しして、大分県の中でも部活動の取組については先進的な取組をしていると思います。

部活動に対して、地域移行に向けた取組を進めているわけですが、同時にどのような周知体制を学校現場に行っているのか、市教委が進めている部活動の地域移行についてどのようなお考えを持っているのか、御答弁ください。

（議長交代、議長加藤信康君、議長席に着く）

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

部活動の地域移行におきましては、関係者及び関係団体等の連携に努めつつ、周知を行っているところです。令和3年10月に中学校代表者2名と、競技団体等の意見交換会を実施し、11月からは中学校長会との意見交換会を行いました。休日等の部活動管理運営等業務の委託を行う際は、令和4年8月に委託業者が各中学校を訪問して説明を行い、10月には地域移行に向けた取組の方向性を中学校長会に説明し、意見集約を行いました。そ

して、11月の校長所長会議において、取組の方向性を説明するなどの周知を行っております。

- 10番（阿部真一君） 中学校の管理職に対して説明と地域の指導者、民間のスポーツ団体に対して説明を行ったということですが、やはりまだ保護者のほうに、この部活動の外部委託、そして地域移行というのは深く浸透はまだしていない、1年目なんで仕方ないところではあるんですが、やはり部活動をする子どもたちを考えたときに、長期的に見れば1年間の制度の施行であります、やはり子どもたちにとっては、その1か月、その2か月、その1年というのは大変大切なものであります。そのときというのは戻ることもできませんし、やはりその環境の中で子どもたちが受ける印象というのは、やはり大人になったときに、大きな成長の糧になる一つのファクターがこの部活動でございます。

今後、各中学校において、部活動の地域移行について、やはり生徒や保護者、これも一体となって問題点も共有して、今後の新しい方向性を一緒に考えていくべきではないのかと私は考えております。その上に、特に地域移行の民間委託の導入に対しての説明など、今後保護者に対して、そしてまた生徒に対してどのような形で周知していくのかお答えください。

- 学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

別府市教育委員会におきましては、方向性等をまとめた別府市立中学校の部活動の地域移行についてを別府市ホームページに掲載するとともに、地域指導員を配置する学校の部活動につきましては、趣旨や目的も含めて、当該部活動の保護者への説明会並びに生徒への説明を行っております。

- 10番（阿部真一君） この説明会、確かにPTAを通して、参観日等で参加した御父兄の方は聞いているんですけど、やはりPTAの、特に中学校になると参観日の参加者がやはり少なく、こういった説明の機会がない、保護者も多少考えていかなければいけないんですが、やはりそういった、自分の子どもたちが通う学校の現場での変化というのが目の前に来たときに保護者が、例えばスポーツの指導者がいないとか、そういった事案を目の前にしたときにやはり問題になってくるのが、毎年3月に人事があつて4月、5月、よく各学校で耳にすることでございます。この周知の方法、確かにホームページを見させていただきました。市教委のほうのホームページ、そして各学校のホームページ、学校によってばらつきはありますが、載せられている中学校、掲載していない中学校があります。恐らく教員のほうでもこの制度に対しての周知というのは、まだ温度差があるのかなというふうに考えております。

ぜひその辺、保護者のほうも前向きに協力していただいて、この制度の周知を徹底していただいて、この地域移行、そして民間の事業者が、恐らく問題になるとすれば、3月に県のほうの人事が確定します。4月に学校長、管理職、教員の配置が決まります。その上でやはり5月、6月に、中学校であると中体連が開催されます。そのときにやはり部活動の指導員がいなくなると、やはりそのスポーツに従事しているお子さん、保護者にとっては大変心に痛い傷、思い出となりますので、ぜひその辺民間事業者にも理解していただいて、4月から5月のタイムラグが発生しないように、その部分の協力は市教委だけで考えることでもなく、地域と、そして保護者と生徒も併せてこの問題を考えていくのもいいんじゃないのかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、地域移行に関してですが、そういった状況を踏まえて、市教委が今空調の整備をしています。その上で、学校のスポーツに関してもそうですし、学校の行事に関しても、地域の活動に関しても学校は開かれた場所であるということで、体育館、グラウンドを含め、地域の方が集える場所と今なっております。その上で、空調整備するに当たって多少声が出るのは、工事の期間どういった影響が出るのか、そしてまたこういったスポー

ツに対する影響、地域の活動に対する影響に対して、市教委はどのような配慮をしているのか、御答弁いただけますか。

○教育部長（古本昭彦君） お答えいたします。

整備期間中につきましても、基本的には体育館の使用ができなくなります。将来的な利用環境の改善とはいえ、その期間も部活動生徒にとっても貴重な期間であるということは認識しております。教育委員会では各校に対し、部活動の代替場所として、各地区公民館の体育室や旧山の手、浜脇中学校の体育館の御利用を御案内しております。

また、整備期間中に各校で予定をされております行事につきましても、学校の御意見を伺いながら、可能な範囲で適宜対応してまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一君） 今答弁ありました、具体的な場所として旧山の手中学校の体育館等々ありましたが、別府市内の7校ありますが、代替地として、ほかにもっと考えていただけないといけないと思いますので、その辺はやはり市教委が現場の中学校に任せるのではなく、ある程度各中学校の管理職と協議しながら進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

別府市では、別府学をはじめ郷土教育が盛んで社会教育課、そして福祉の分野でもいろんな課を通して行われております。この目的は、郷土別府に対するやはり思いやり、愛着を感じるための教育、学びの場であると考えております。

そこで、自らのまちを思う、まちを育もうとする気持ち、それを各学校現場ではどのように取り組んで教育の中で生かしているのか、現状をお答えください。

○学校教育課参事（時松哲也君） お答えいたします。

別府市立小中学校では、別府学を教育課程に位置づけ、全学年年間5時間以上実施することとしております。総合的な学習の時間や各教科等において、別府学学習資料等を活用した学びを進めており、令和4年度の年間平均実施時間は、小学校、中学校ともに13時間となっております。

具体的な取組といたしましては、まち探検等の体験学習や歴史や温泉等の調べ学習、地域のフィールドワークへの参加などがございます。また、コミュニティ・スクールの方を講師としてお招きし、地域や学校の歴史について話をしてもらうなど、地域の方と関わりながら学習を進めている学校もございます。

○10番（阿部真一君） この別府学、平成27年、市長が最初に就任したときに導入した別府学という制度でございます。今も確実に地域、そして学校現場でも根づいておまして、やはりこの別府学というのを通じて、やはり我々の地元の、郷土の学び、そして歴史などを子どもたちにやはり伝えていきたいという大人がたくさんございます。その中で、社会教育課が取り組んでおります大人のほうの講座が多いのでありますが、こういった湯のまち学びカレッジとか、湯けむり歴史講座など、子どもさんにも年齢関係なく、今後別府の郷土を思う気持ちを育む場としての提供を、学校現場でも促進していただきたいというふうに考えております。

今後の別府学を考えたときに、学校や教職員が主体ではなく、やはり地域の方、そういった専門の方、社会教育課が担ってるこういった取組も随時導入していく必要があるかと思いますが、その辺に関してはどのように教育現場のほうで取り組むのか、お答えください。

○教育部長（古本昭彦君） お答えいたします。

現在、学校教育の場面ではやはり別府学という形で取り組んでおります。また、社会教育の場面におきましては、先ほど議員言われたとおり各種講座などを開催しております。今後も別府学の目的であります別府市の歴史・温泉・観光・伝統文化や先人の功績などを学び、別府に対する誇りと愛着及び自らまちづくりを担う心を育むことを目的に、双方連

携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

- 10 番（阿部真一君） ありがとうございます。これ最初は担当課が生涯学習課で、学校教育課などが学校現場のカリキュラムということで別府学を学校現場の取組として進めていった経緯がありますが、やはりこの社会教育課の取組に関してもやはり、子どもたちに対してよりよい教育の提供として可能性がある部分なので、これはもう別府学というのが提示されたときに独り歩きして、子どもたちにいい影響になる部分だと思いますので、担当課とか年齢とか関係なく、学校現場のほうでも取り入れていただきたい、そして教員のほうにも、こういった社会教育課が取り組んでいる民間に関しての取組があるというのを周知していただきたいというふうに思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

デジタル田園都市国家構想について、まずこの言葉であります、ちょっと最終日の質問としてはちょっと重いというか難しい内容であります、少しお時間をいただいております。

この部分の質問を取り上げた私の経緯としましては、やはり議員は予算を審議する立場であります。その予算の中で、やはり議会は執行部に対して一般財源ではなく、各国の予算、補助金、事業などの交付金などを積極的に取っていくようなことで、議会としても、語弊があるかもしれませんが、私自身は議員としてそういった思いで執行部のほうの予算審議をさせていただいております。

その中で、デジタル田園都市国家構想、名前で言うと、その前段が地方創生、ひと・まち・しごと創生ということで、国が平成 26 年に安倍政権の下始めた地方の人口減少、中央集権的な国家の権力の地方の移行、そういった高齢化社会など、国家と地方が抱える問題を総合的に解決しようということでスタートしました。これと時を同じくして平成 27 年、私もそのときに初当選をさせていただきましたが、長野市制においてもこの地方創生と、今後始まるであろう、始まってますがデジタル田園都市国家構想、こういった中で、この本市別府、そして国家がどのように動いていくのか考えながら、事業における予算をやはり考える必要があるのではないかなというふうに、議員一人として感じてこの質問をさせていただきました。

そこでこのデジタル田園都市国家構想交付金、これまでの地方創生推進交付金との違いについて御答弁いただけますか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタルを活用して地方の社会課題の解決、魅力向上の取組を加速化・進化することを目的に、地方版総合戦略の事業を対象に地方創生を推進する、平成 28 年に創設されました地方創生推進交付金、同様に地方創生推進に資する施設整備、ハード事業ですが、そういった経費に充てる地方創生拠点整備交付金、それと令和 3 年度、国の補正予算により創設されましたデジタル田園都市国家構想推進交付金、これらが一体化されたものでございます。

国の制度要綱では、これらの従来の交付金のうち、地方創生推進交付金を地方創生推進タイプ、ハード事業に充てます地方創生拠点整備交付金を地方創生拠点整備タイプ、もう一つデジタル田園都市国家構想推進交付金を、これをデジタル実装タイプとして、これら従来の 3 つの交付金の総称として、デジタル田園都市国家構想交付金として位置づけられ、国の進めます田園都市国家構想の実現に向け、この取組を強力的に推進するために設けられたものでございます。

- 10 番（阿部真一君） 私と部長の 2 人の世界になってしまうような答弁であります、非常に大切なことだと思います。これ、私議員としても予算書を見るときに、この交付金がなぜ国から取れたのか、別府市の各ある部、各ある課の中でこの事業が採択された理由、

それは8年前から始まるひと・まち・しごと創生の長期ビジョン、総合戦略、国の下作った別府市の総合計画を基に事業を進めていっている結果だと思えます。

頂いた資料で言うと別府市は他都市に比べ、この地方創生関連の補助金、やはり大変かなり多く採択をされております。恐らく、県下では間違いなく1位だと思えます。九州、全国でもこの採択数というのは上位に来る都市だというふうに思えます。それはもう確実に財政課、政策企画課がこの総合戦略を基にして国の補助金を取りに行くスタンスとして間違いなかった結果だというふうに評価しております。

そして、今度、地方が振り回されないようにしないといけないのが、デジタル田園都市国家構想になって、昨日も質問がありましたが、いろんな分野で国のほうも方向性が変わっていった。それは私個人的に思う見解でございますが、当時の人口減少から、人口減少やむなし、こういった部分で、人が減った部分の業務、そして事業の効率化を図るために、AIなどの機能を使った業務改善や事業展開というのがこのデジタル田園都市国家構想の中には盛り込まれています。この中でやはり事業を進めていく上で大切なのは、もちろん企画戦略部が先行して、別府市の総合戦略を基に事業展開していくのは、これは間違いのないことであると思えます。

その中でやはり、各課が自分の課が抱えている問題、そして第一優先である別府市の2期総合戦略、それにのっとった事業を、このデジタル田園都市国家構想の中でこういった形で補助金を取っていくのか、そういった姿勢が今後必要になってくる。これ昨日の質問ではありませんが、やはり最後はAIではなく人。人の考え、事業に対する熱量であり、職員の事業に対する思い入れが、やはりこういった交付金の獲得、採択につながっていくんだというふうに私は思っております。

その中で、この採択された事業、どのような事業が採択されたのか、少し御答弁いただけますか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

御指摘のとおり、本市の総合戦略の実効性を高めるために財源確保という面もございしますが、またこの本市の総合戦略の政策評価を受けるためということでもあり、積極的にこういった採択を受けております。地方創生推進交付金で言えば、平成28年度の制度開始から令和5年度まで、他団体との広域連携事業を含め19事業の採択を受け、実施しております。

直近で言えば、令和5年度採択を受けました新湯治・ウェルネスツーリズム推進事業、それと別府の食～給食×農業×観光～高付加価値化推進事業、こういった事業を採択を受けております。

○10番（阿部真一君） 私も反省するところであるわけですが、こういった市の行事、事業ですね、予算書から見る上で、こういった形でやっぱり事業が予算化されているのか、それは今担当部長と質疑させていただいてますが、下水道でもそうです、競輪でもそうです、教育でもそうです、福祉分野でもそうです、総務の部分でもそうです、このデジタルの国家戦略が進むにおいてやはり大切なのは、庁内の職員のマンパワー、それに準ずるのは職員の事業に対する熱量。今AIが語られてますけど、この力によって市民の福祉に対する向上というのが、間違いなく必要になってくると思えます。それがないと、ただ事務的に予算を取って事務的に事業を進めていくだけになってしまうので、これは私としても気をつけなければいけない、事業を審査する上で予算を見る上で、大切なことだというふうに考えております。

その部分を勘案していただいて、今後このデジタル田園都市国家構想が国家として進められていくわけですが、その部分を勘案して企画戦略部としてはどのような方向性で、この別府市総合計画にのっとって進めていくのか、御答弁いただけますか。

○企画戦略部長（安部政信君） 先ほど御指摘ございましたが、国のほうもまち・ひと・しごと創生総合戦略からデジタル田園都市国家構想総合戦略というふうに変更も変わり、目指す姿もデジタル田園都市国家構想の実現というふうに変更つつあります。本市もこういった国の動きと同様に、今現状の課題を見詰め直し、また交付金の申請に当たりましては、今後とも可能な限り活用していくこととしておりますが、申請するに当たりましては、単一の政策目的を持つ単独の事業だけではなく、複数の政策を相互に関連づけ、地方創生に相乗的な効果を発揮する政策間連携というのを重視しながら、総合戦略の基本目標の施策に沿って各部を横断的に束ね、一連の政策として事業を形成し、申請をしていきたいというふうに考えております。

○10番（阿部真一君） これは一議員としても、国家の方向性についてはしっかり自己研さんをしなければいけない部分でありますし、時によっては委員会など議会を通して、当局にこの制度の在り方をともに勉強しながら、別府市の事業に対して有効な事業が行われるようにしていただきたいというふうに個人的には考えております。

その中で、やはり最後は、事業は人が作るものでありますから、その部分でやはり市内の横の連携、そして各課の事業の大切さというのを、企画戦略部がハンドリングしながら、担当部長、担当課長が事業を進めていくわけではあります、そこも足並みがそろうように進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に財政の質問についてお聞きいたします。

この財政の質問をするに当たって、この数値のよし悪しというのは、恐らく財政課が予算書、決算書で提示される数字は全て正しいというふうな解釈で議論を進めていきたいと思っております。考え方、方向性の違いについては、やはりこの予算執行権者であります市長の考えが最も反映された部分が財政の数値だというふうに私は考えております。仮に私でもそうです、どの市民の方でもそうです、自分が市長のその席に座ったときに、この別府市の財政をどのように考えていくかというのが、やはり財政を質疑する上で大切なことではないかなというふうに思いますので、ぜひ、あと少し時間ありますが、自分が当事者になった思いで質疑を聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、別府市の財源である地方交付税、国に依存してる財源でございます。これは国の考え方によると、地方の固有の財源という捉え方が約20年前、小泉総理のときの答弁でありました。それからおよそ20年近くたつわけでございますが、この地方交付税の仕組み、この別府市における地方交付税の積算がどのようになっているのか、当初予算でどのように反映させているのか御答弁いただけますか。端的にお願いします。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

地方交付税とは、地方自治体間の財源の不均衡を調整いたしまして、全ての地方自治体が一定の水準を維持できるよう、財源を保障する見地から、国税として徴収いたしまして、一定の合理的な基準によって地方に再配分されるものであります。国税におけます所得税、法人税、酒税、消費税と地方法人税の一定の割合が地方交付税ということになります。

別府市におきましては、予算編成時に国から示されます地方の歳入歳出の見込みとなります地方財政計画によりまして、地方交付税交付額全体の水準を参考にした上で、本市におけます一般財源分の不足額を試算することで、地方交付税の見込みを算定しているところでございます。

○10番（阿部真一君） この地方交付税の足りない部分、国が補填できない部分を、この臨時財政対策債という起債を打って、市は国から頂いた交付金を補填して、予算として財政運営をしているというふうに法律上なっております。この臨時財政対策債の仕組みに沿って、これも国、県から示された金額が予算のとおりに来るのか、そこは財政課がしっかり計算しながら、勘案しながら積算してることだと思います。

この臨時財政対策債の考え方ですが、別府市においては今年度が3億円か、全体が108億円の地方交付税でありました。その中の3億円近くが臨時財政対策債だったというふうに思いますが、この中でこの臨時財政対策債の考え方はもう国によっては今後なくなっていく可能性がある、地方交付税によって地方を賄う可能性があるというふうな議論がございます。

その中で、この臨時財政対策債の残高、これは本市においても大きなウエートを占めておりますし、国家ベースでいっても半分ぐらいは臨時財政対策債の債券を国のほうが地方のほうに背負わせているという形になっております。

その中で、財政課としては、今後この地方交付税と臨時財政対策債の考え方、それをどのように考えているのか御答弁いただけますか。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、臨時財政対策債につきましては現状減少傾向にございます。国が保障しなければいけない地方交付税として、本来地方に交付されるべきでありまして、臨時財政対策債につきましては減少傾向にあり、地方としては借金をしなくても済むということで、その方向性が正しい方向性ではないかというふうに考えております。

○10番（阿部真一君） この臨時財政対策債、やはり国のほうも地方はしっかり注視していないと、この借金は急に地方のものですよということで振り返られると、この財政基盤、今本市が行っている、もう全市が行っている財政状況が覆ることになります。その中でやはり、本市はこの財政の借金、公債費で見ると、かなり良好な水準で数字を示しております。これ市長の「創」のほうにも書かれていましたが、やはり市民の感情的には、別府市は借金が多いのではないかと、財政的に近々厳しくなるのではないかという声をお聞きしますし、恐らく市長も私もそうですが、多くの皆さんがそういった声を聞く部分があるかと思えます。

その中で、これからちょっと公債費について少しお聞きしたいと思います。公債費というのは別府市が抱えてる、簡単に言うと借金でございます。この中で公債費の中に先ほど言った臨時財政対策債が多く占められております。別府市単独の事業で市債を打てる部分は、現状の他都市よりも公債実質比率のほうに勘案しましても、2.8%から3.5%ということで、近年良好な数字で推移しております。ここの部分を考えるときに、総合戦略の中でこういった事業を進めていく上で、起債を打って予算化をしていく。それと同時に公共施設マネジメント、この基本方針の中で、別府市にある既存の施設、そういった施設の改修、統廃合、そういった計画の中でやはり予算が捻出され、それが起債を伴う予算計上になるのは、恐らく誰の目からも見ても間違いないことだと思います。

その中で、やはりこの地方債が中心になる、その地方債が増えるにつれて、公債費の残高が増え、そしてその中で財政運営が厳しくなるのではないかなというふうに思われている市民の皆さんは多いでございます。数字から見ると、そういうことはございません。そこを勘案していただいて、この地方債の在り方、そしてまた公共施設のマネジメント、公共施設の総合管理計画にのっとった形での、こういった市債を打たなければならない大型事業に関して、どのように今後考えているのか、財政課、答弁ください。

○次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

現在、公共施設マネジメント基本方針に基づきまして施設の改修や統廃合を進めておりますが、現状によりましては新たな投資も必要となってきます。施設維持や改修の財源といたしましては、国、県の補助金を優先した上で地方債を活用することとなりますが、地方債の発行に当たりましては財源措置のある地方債発行を優先をしております。

具体的には、学校等の体育館、空調整備にも現在活用しておりますが、防災基盤の整備に関し、交付税措置率が70%の緊急防災減災事業債や、施設のLED化などの脱炭素化

事業で措置率 50%の脱炭素化推進事業債、施設の長寿命化で措置率が 50%の公共施設適正管理推進事業債などを積極的に活用しているところでございます。令和 4 年度では、実質公債費比率は 3.5%でございます。令和 3 年度での全国平均が 5.5%となっておりますので、本市における地方債償還の財政負担は、健全な水準を維持していることが言えます。

今後につきましても、財源措置のある地方債発行を優先いたしまして、将来的な公債費の負担が財政運営に支障がないよう、進めていきたいと考えております。

- 10 番（阿部真一君） この公債費の有効な市債の獲得については、やはり財政課をはじめ、かなりやはり努力をされているのではないかなと思います。市長のよく言われます、市長がエンジンとなって、恐らく財政課には大変厳しい指導、指摘をしながら財政運営されてるのかなというふうには感想として持ちますが、やはりその上で、やはり財政課が担っているこの財源の確保、有効な財源というのは何かというのをやはり、私、議員としてでもやはりしっかり認識していかなければならないというふうに思います。

その中でやはり、この公共施設マネジメントの考え方で、私自身がちょっと思ったのが、今後公共施設マネジメント基本方針が平成 27 年の 4 月に策定されており、平成 28 年 4 月に別府市公共施設総合管理計画、これは令和 4 年 3 月にも改定されております。その中で、一つ一つの事業に対して、保全実行計画というもので財政課が主導して行っております。これは全ての福祉部門もそう、教育部も建設部門もそうですが、多くの部で抱えている公共施設のマネジメントでございます。その部分のやはり施設改修などが、今後事業ベースで年間恐らく約 44 億円見込まれているということで、この総合管理計画にもうたっておりますが、この施設の維持更新費用が、やはり財政運営に与える影響というのは、かなり想像しても厳しいものがあるのではないかなというふうに考えておりますが、この公共施設のマネジメントの方向性を考えた上で、財政側がどのように考えているのか、御答弁いただけますか。

- 次長兼財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

公共施設の維持・更新につきましては、公共施設マネジメント基本方針に基づきまして、平成 29 年に別府市公共施設再編計画を策定し、施設の適正配置と保全計画を進めております。施設の保全では、5 年スパンでの保全実行計画を策定してございまして、計画における維持・更新に係る事業につきましては、実施計画を策定する中で必要な財源を試算しまして、中期財政計画に反映させて収支バランスを調整をしております。

このように、公共施設の維持更新につきましては中期的な財源投資の可能額を見込んだ上で、財政運営に影響のない範囲内で実施をしているところでございます。

- 10 番（阿部真一君） この公共施設を考えての市債、公債費に対する考え方、総合戦略に基づいた考え方、双方を考えながら、やはり財政運営をしていく必要がございます。その上で前段でお話、質疑をさせていただいた、地方創生から変わっていくデジタル田園都市国家構想も踏まえ、やはりこちらから見ているとやはり財政課、政策企画課がやはり小さい政府の中で考えながら、各課各部に事業のアドバイスをしているというふうに感じております。

これ何度も言います、議会側もそうなんですけど、デジタルと同じぐらい予算の獲得のスピードというのは上がっています。その上で我々も自己研さんしなければなりませんし、それが行く行くは市民のプラスになるように、執行部と議会は叱咤議論をしていかないといけないというふうに考えております。この 2 つを総合して、この前のセミナーにも参加しておられましたが、デジタル田園都市国家構想、恐らく市長はいろんな部分で多方向にアンテナを持たれている部分があるかと思えます。その部分についていかれる職員さん、我々もそういった部分で必要な部分、「これは必要ではないんじゃないかな」、「これはもっと必要だよ」というのは、ウィン・ウィンでやはり提案していく、そういった議会と執行

部であってほしい、この転換点が今回、デジタル田園都市国家構想で始まる新しい国家像の在り方、そして地方の在り方だというふうに思います。

この点を踏まえてちょっと通告ありませんが、市長の地方のデジタル構想の在り方、地方創生からの変化の在り方と、別府市に対する市政の在り方あれば、A I ではありません、事業に対する愛で、別府市に対する愛で御答弁いただければありがたいと思います。

○市長（長野恭紘君） それでは、相対的な話になるかもしれませんが、私から。

デジ田の交付金に関しましては、基本的には地方創生推進交付金のときからそうすけれども、有利なそういった起債をしっかりと取っていく、打っていくということを念頭に置きながら、財政企画分野を中心として、全庁体制でこのことについて取り組んできた。やはり財政規律というものはしっかり重んじながら、しかし入りがたくさんあればたくさん投資ができるわけで、投資が少なければ、まちの中における波及効果というのは少ないので、少ない投資をするというよりも多く投資をしたいということを常に念頭に置いてやってきたので、常に多く投資をするためには、その分の多い入りというものを考えなければいけない。財政規律を保ちながらということで、しっかり予算部局には指示を出しながらやってきたというところだと思います。

デジ田の交付金についてもそうですが、いずれにしても交付金を受けなくてもやる事業でありますから、しっかり最初から、やっぱり制度の中身の精査というのをしっかりとやって、より効果的なものをしっかりと取りにいて、それを皆さん方と一緒に政策として打ってやっていく。これからも、いずれにしても大変な状況に変わりはないわけありますので、デジ田の交付金だけではなくて、いろいろな有利な起債を選びながら、しっかりと市民の皆さん方に、また議員の皆さん方にもお示しをして、あ、これでやはりしっかりとした財政運営ができていいるなという安心をしていただけるような政策を打っていく、お金の姿を見せていくということで、皆さん方に安心していただけるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

○10番（阿部真一君） それでは最後の質問でありましたので、あと1問余ってますが、すみませんちょっと時間が、次の項目も長くなりますので。

今議会、A I の質問等いろいろあっていろいろ考える部分があったんですが、やはり市政においては最後はやっぱり人でありますので、その部分を事業の中でも事業に対する熱量、そして私議員も市民に対して、そして市長もほかの議員もそうだと思いますが、市民の福祉向上に対しての愛を持った、そういった市政運営の場でこの議場があってほしいなという思いでこの質問を私はさせていただきましたので、ちょっと時間が余りましたが、4日目、16人目最後の登板でありましたが、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康君） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。明日23日から25日までの3日間は休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は26日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、明日23日から25日までの3日間は休日及び事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は26日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時39分 散会